

第2回 事業再生と企業組織再編

(会社分割・事業譲渡を中心に)



会計と経営のブラッシュアップ
平成 26 年 1 月 6 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(企業組織再編の会計と税務 山田淳一郎監修 H22.10 税務経理協会刊)
(企業買収・グループ内再編の税務 佐藤信祐外著 2010.11 中央経済社刊)(事業再生の法務と税務 太田達也著 H25.6 税務研究会刊)

I 企業組織再編による事業再生

状況に応じた事業の見直し、再構築などをいう。

1. 事業再生の諸手法

| 区 分 | 内 容 | メリットとデメリット |
|---------------------------------------|--|---|
| (1)債権放棄 (2)増減資 (3)DES (4)DDS | | |
| (5)事業譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> ① 営業(財産)の一部又は全部の譲渡 ② 契約による取引行為 ③ 個々の財産の譲渡 ④ 株式の譲渡の方法 ⑤ 営業権の計上 ⑥ 十分な再建計画の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ① 設計がしやすい ② 簿外債務リスクが少ない ③ 許認可の引継ぎの困難 ④ 事業譲渡価額の決定 ⑤ 消費税の課税 ⑥ 資産譲渡益の処理 |
| (6)分 割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 個別の取引でなく、包括的な資産負債の移転(包括承継) ② 第2会社方式の活用 ③ 適格、不適格の区分 ④ 営業権(資産調整勘定等の発生)の計上 ⑤ 移転資産の範囲 ⑥ 十分な再建計画の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ① 個別の同意は不要 ② 許認可手続の容易化 ③ 重畳的債務引受を行う方法 ④ 簿外債務の承継リスク ⑤ 消費税、不動産取得税、登録免許税 ⑥ 資産譲渡益の処理 |
| (7)合 併 | | |

(1) 事業譲渡 (TG) (AM)

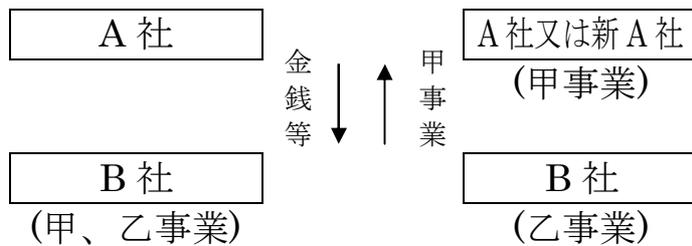
説 明

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

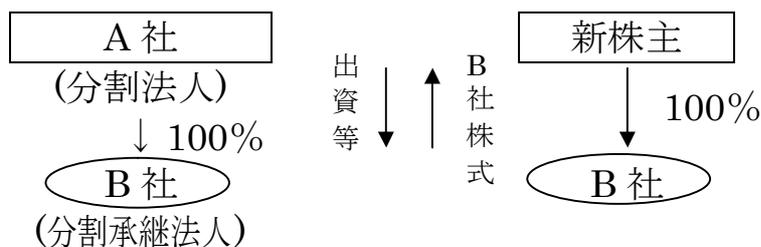


B社は解散、
清算する場合
が多い

A社がB社の事業
(財産)の一部又は全
部を買収する(AM)
(原則としてA社、B
社の株主総会の特別
決議が必要)
清算年度(解散後)
の譲渡も可(除建設)
譲渡損益は清算年度
とできる

(B社の免許、甲事業等一部のみを取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡し、B社株式等を譲受ける方法もある)

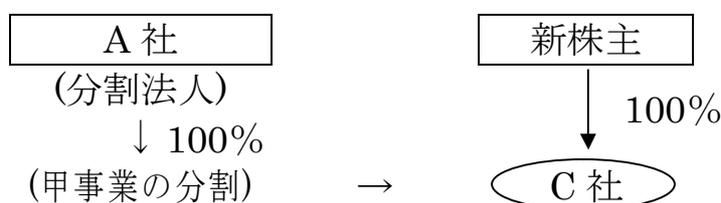
(2)-1 会社分割 (OS)(NK)(KH)



(建設業免許の引継は、A社解散後ではできない)

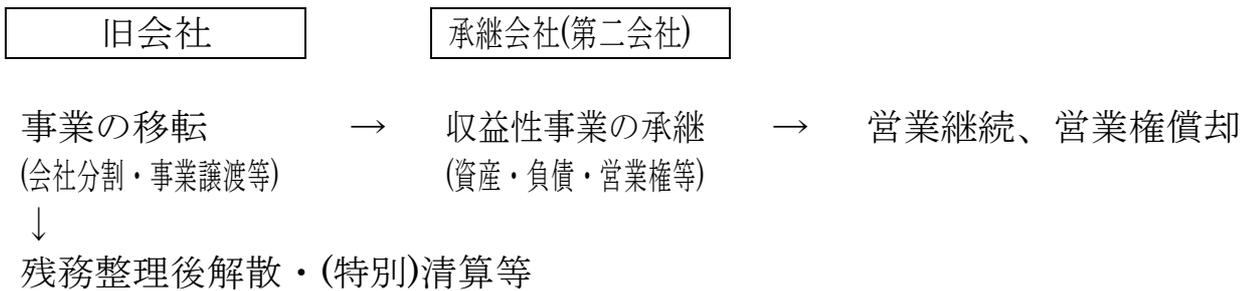
- ① A社事業(財産)をB社に分社分割
- ② A社はB社株式をB社に無償譲渡又は新株主に譲渡
- ③ 新株主がB社株式の買取及び出資
- ④ B社の事業が弁済原資
- ⑤ A社は清算
- ⑥ 別に無対価(分割、合併)

(2)-2 会社分割 (DK, DW)



- ① C社を新設する
- ② C社が事業免許取得
- ③ A社の甲事業をC社に吸収分割
- ④ 分割損益はA社の分割年度
- ⑤ A社は清算

2. 第二会社方式（OS、DK など）による事業再生



- (1) 移転先の**第二会社(承継又は新設会社)**へ、会社分割や事業譲渡により、**収益性のある事業を移転**させて事業を継続して行く手法である。合併は余り利用されない(事業の取捨選択と旧会社分離ができないため)
- (2) 移転元の**旧会社**は、他の事業等を停止し、**残務整理を行い、解散・清算**する場合が多い。(従ってグループ法人税制の簿価譲渡は使いにくい)
- (3) 重要なポイント
 - ① 移転した**事業の価値**に見合った時価の計算(資産・負債及び営業権)
 - ② 新設会社の**債権者(特にメインバンク、株主、従業員等)の理解を得ること**
 - ③ 残された旧会社の**債権者の理解(債権放棄等)**を得ること(民法 424)
- (4) 事業譲渡は、譲渡代金が**キャッシュで譲渡会社に流入**し、それが債権者への弁済原資となるのに対し、会社分割の場合は、交付を受けた新会社株式をスポンサーに譲渡し、**現金化する**。スポンサーからの増資引受けの場合もある。ともに主たる回収・弁済原資は継続事業の収益性である。
- (5) 第二会社方式の成功のポイント
 - ① 移転する**事業の収益性**
 - ② 両社債権者に対する**説明と理解**
 - ③ スポンサー企業に対する**説明と支援**
 - ④ 経営責任の**明確化**(債権放棄、退陣等)

(6) 税務上の取扱い

① 事業譲渡の場合

- (イ) 資産調整勘定(営業権)は、60ヶ月で損金算入(償却)する
逆に負債調整勘定は、60ヶ月で益金算入する
- (ロ) 消費税法上の譲渡等に該当する
- (ハ) 不動産の移転登記に伴い登録免許税が課される
- (ニ) 譲受会社に対して、不動産取得税が課される

② 会社分割の場合

- (イ) 非適格分割となる場合が多い
- (ロ) 時価での分割(譲渡)となる
- (ハ) 資産調整勘定、負債調整勘定(営業権等)は60ヶ月で償却される
- (ニ) 消費税法上の譲渡に該当しないため、課税対象外取引となる
- (ホ) 一定の要件を満たせば、不動産取得税は課されない
- (ヘ) 所有権の移転登記に対する登録免許税については、軽減措置あり

(7) 消費税法上の取扱い

旧会社が新会社株式をスポンサー企業に譲渡する場合に、この取引は消費税法上の非課税取引に該当する。

したがって、株式の譲渡価額の5%について、非課税売上として考慮のこと

(8) オーナーの所得税法上の取扱い

(イ) オーナーが私財提供した時

平成25年度の改正により、一定の要件を満たしているときは、譲渡課税は適用されない

(ロ) 求償権を行使できない時

一定の場合、貸倒損失となる(所基通64-1、51-11)

(ハ) 上記(イ)、(ロ)について法人が事業を継続している時

H14.12.25付 中小企業庁からの照会

(9) 仮装経理を行っていた場合の取扱い

H22.10.6 法人税質疑応答事例

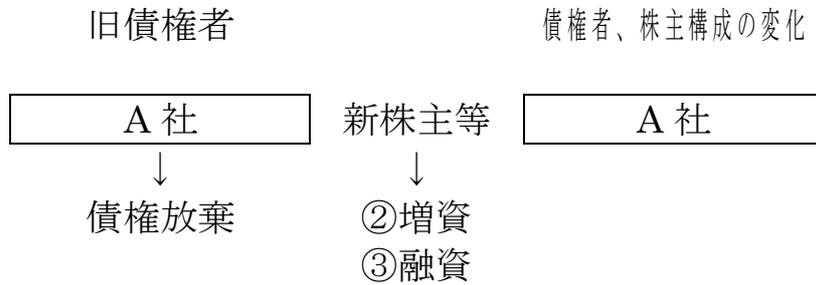
(イ) 実在性のない資産の発生原因が明らかである場合

(ロ) 実在性のない資産の発生原因が不明である場合

(10) 親会社の解散・清算でなくて、100%子会社を解散等する場合は、**存続する親会社**の100%化のタイミングによる貸倒損失、繰越欠損金の引継、子会社株式の償却損に注意する。

3. その他の組織再編の概要図

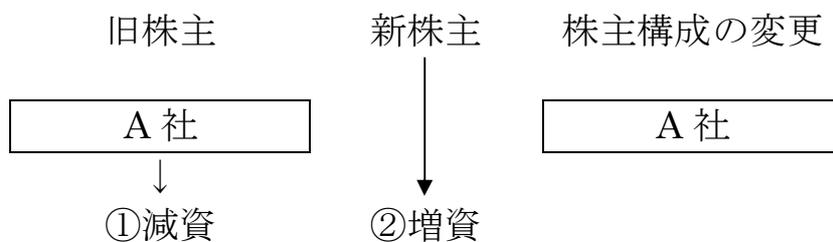
(1) 債権放棄



説明

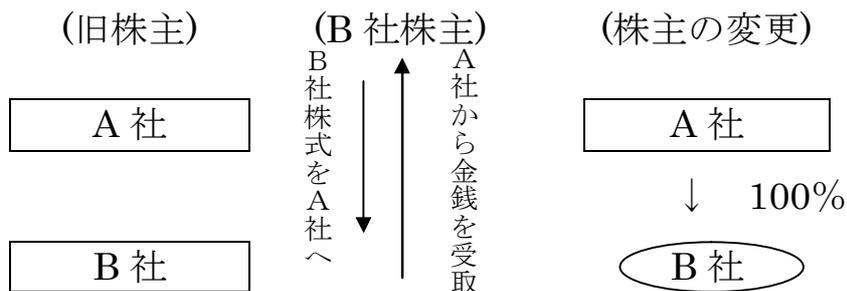
①債権放棄と
②、③増資等による
財務の改善

(2)-1 増減資(株主構成の変更)



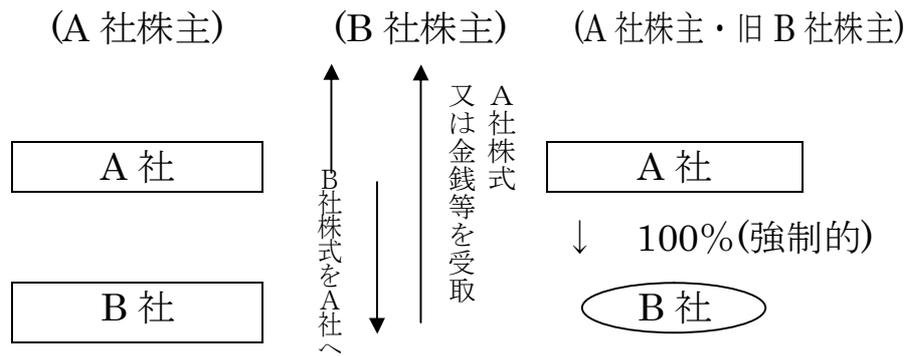
①、②によるオーナー
の交代による財
務の改善

(2)-2 株式の譲渡



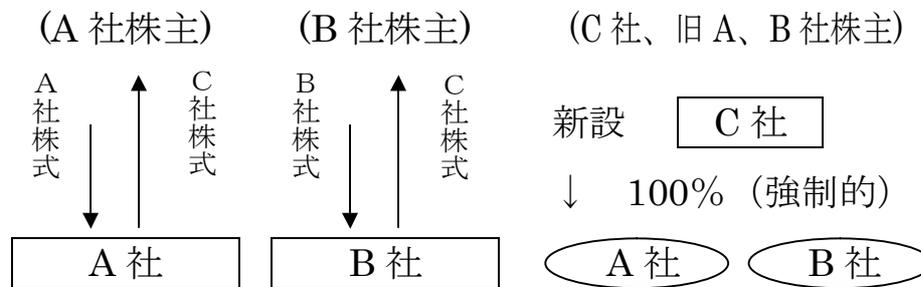
B社の株式をA社が
現金で購入する

(2)-3 株式交換



株式交換契約を結び
(両社の株主総会特
別決議が必要)、A 社
の株式又は金銭等を
B 社株主に交付し、A
社は B 社株式のすべ
てを取得する

(2)-4 株式移転



1 又は 2 以上の株式
会社(A 社、B 社)がそ
の発行済株式の全部
を新たに設立する C
社に取得させる方法
である(原則として A
~C 社の株主総会の
特別決議が必要)

(3) DES

債務の資本化(負債→資本)

B/S

| | | |
|-----------|---|----------|
| 資産 | → | 資産 |
| 負債 △資本 | | 負債 資本 |

(4) DDS

債務の劣後化(負債→長期化)

B/S

| | | |
|----|---|------------|
| 資産 | → | 資産 |
| 負債 | | 負債 劣後負債 |

(7) 合 併

説 明

(A 社の株主)
A 社
(B 社の株主)
B 社

(A 社 : B 社の株主)
A 社 B 社

2 以上の会社(A 社、B 社)が契約により 1 つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係が A 社に移転される

(検討すべき課題)

1. 共通支配下の取引の意味(合併)
2. 親子会社間の合併、子会社同士の合併、同一の者(個人)に支配されている会社同士の合併
3. 同一の者(個人)の支配と適格合併
4. No.1~3 の場合(資産、負債の簿価引継)の繰越欠損金の引継
5. 抱合せ株式消滅差損益についての別表四、五(一)の処理

Ⅱ 営業権（のれん）の評価

1. 資産調整勘定と負債調整勘定

従来、事業譲渡における取扱いと基本的に同じと考えられていた**非適格組織再編**における**営業権**の取扱いは、平成 18 年改正の事業結合と分離等の会計基準とそれに応じた法人税法の改正により従来の営業権の取扱いとの違いを明確にした。

それは企業会計基準における**パーチェス法**の考え方であり、税法上も次のような点が具体化された。

| 法人税法 | 会 計 |
|------------|----------|
| 資産調整勘定 | のれん（営業権） |
| 差額負債調整勘定 | 負ののれん |
| 退職給与負債調整勘定 | 退職給付引当金 |
| 短期重要負債調整勘定 | 特定勘定 |

従来の営業権に対応する資産調整勘定は、会計上の費用処理に関係なく、税務上は別表の加算減算を通じて、5年間の均等償却（法法 62 の 8③～⑧）が強制される。

2. 営業権（負の営業権）

税務上、非適格組織再編等により交付した対価の金額（新株、金銭等の合計金額）が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額について、資産調整勘定として取扱われる。逆の場合は差額負債調整勘定となる。（法法 62 の 8）

| B/S | | 非適格組織再編により移転を受けた財産の時価が純資産額を超える場合には、営業権（資産調整勘定）を認識する。 |
|--------------|--------------|--|
| 資産 | 負債 | |
| 資産 資産調整勘定 | 1,000 200 | 1,200 |

但し、非適格組織再編により交付した対価の金額のうち一部に、仮に次のような寄附金に該当するものがある場合には、その部分については、資産等超過差額となり、資産負債調整勘定として取扱うことはできない。

| | | | | |
|----------------|-------|---------|-------|--|
| ① 営業譲渡の対価 | 1,000 | | | |
| ② 税務上の個別純資産 | 800 | | | |
| ③ 資産等超過差額 | 50 | … 寄附金 … | 注意が必要 | |
| ④ 資産調整勘定 ①－②－③ | 150 | … 営業権 | (納得が) | |

(1) 営業権の償却（調整勘定の強制償却）

税務上、資産調整勘定を認識した場合には、5年間の均等償却を行い、各事業年度の損金の額に算入しなければならない。（法法 62 の 8④、⑤）

差額負債調整勘定を認識した場合には、5年間の均等償却を行うことで各事業年度の益金の額に算入する必要がある。

(2) 第2次組織再編における営業権の取崩しと引継ぎ

第2次組織再編が非適格合併に該当する場合には、資産調整勘定、差額負債調整勘定を全て取崩して、損金又は益金の額に算入する必要がある。（法法 62 の 8④、⑦）

第2次組織再編が適格合併に該当する場合には、それらは引継がれる。

しかし、非適格分割等の非適格組織再編については取扱いが規定されていないため、均等償却を継続していくことになると思われる。

3. 寄附金

非適格組織再編等による対価の額には、寄附金部分は除かれる。

(1) 適正時価での取引（適正譲渡）

| | | |
|---------------|-----|-------------------|
| イ. 簿価純資産 | 70 | |
| ロ. 個別資産の時価 | 80 | (B/Sの時価純資産) |
| ハ. あるべき事業対価の額 | 100 | (営業権相当額 20 が含まれる) |
| ニ. 取引対価 | 100 | (ハーニで寄附金はない) |

| | | | | |
|------|--------|----|----|-----|
| 受入法人 | 時価純資産 | 80 | 現金 | 100 |
| | 資産調整勘定 | 20 | | |

| | | | | |
|------|----|-----|-------|----|
| 払出法人 | 現金 | 100 | 簿価純資産 | 70 |
| | | | 譲渡益 | 30 |

(2) 払出法人から受入法人に対する寄附（低額譲渡）

| | | |
|----------------|-----|-----------------|
| イ. 簿価純資産 | 70 | |
| ロ. 個別資産の時価 | 80 | (B/Sの時価純資産) |
| ハ. 取引対価 | 80 | (ニ-ハ、20の寄附金の認識) |
| ニ. あるべき事業譲渡の対価 | 100 | (営業権を含む対価) |

| | | | | |
|------|--------|----|-----|----|
| 受入法人 | 時価純資産 | 80 | 現金 | 80 |
| | 資産調整勘定 | 20 | 受贈益 | 20 |

| | | | | |
|------|-----|----|-------|----|
| 払出法人 | 現金 | 80 | 簿価純資産 | 70 |
| | 寄附金 | 20 | 譲渡益 | 30 |

(3) 受入法人から払出法人への寄附（高額譲渡）

| | | |
|----------------|-----|-----------------|
| イ. 簿価純資産 | 70 | |
| ロ. 個別資産の時価 | 80 | (B/Sの時価純資産) |
| ハ. 取引対価 | 120 | (ハーニ、20の寄附金の認識) |
| ニ. あるべき事業譲渡の対価 | 100 | |

| | | | | |
|------|--------|----|----|-------------|
| 受入法人 | 時価純資産 | 80 | 現金 | 120 |
| | 資産調整勘定 | 20 | | |
| | 寄附金 | 20 | | (償却の損金算入不可) |

| | | | | |
|------|----|-----|-------|----|
| 払出法人 | 現金 | 120 | 簿価純資産 | 70 |
| | | | 譲渡益 | 30 |
| | | | 受贈益 | 20 |

◎寄附金と資産等超過差額の区分（前頁参照）

4. 資産等超過差額(損金処理が出来ない差額…寄附金)

制度の概要

資産調整勘定の金額のうち、「資産等超過差額」に相当する部分の金額については、資産調整勘定として認められないため、将来の事業年度において損金処理を行うことができない。

具体的な資産等超過差額の算定方法は以下の通りである。(法規 27 の 16)

- ①非適格分割の場合において、資産調整勘定が分割により移転を受け、事業により見込まれる収益の額その他の事情からみて実質的に当該分割に係る分割法人の欠損金額に相当する部分からなると認められる場合のその金額 ⊗
- ②分割法人 A 社における処理 (資産調整勘定の認識)
これに対し、分割法人 A 社における受入仕訳は以下の通りである。

【会計上の仕訳】

| | | | |
|-----|-------|-------|-----|
| 諸資産 | 1,000 | 諸負債 | 100 |
| | | 資本準備金 | 900 |

※：営業権に対する税効果は認識しない(適用指針 72)。

【税務上の仕訳】

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 諸資産 | 1,000 | 諸負債 | 100 |
| 資産調整勘定 | 100 | 資本積立金 | 1,200 |
| 資産等超過差額 | 200 | (寄附金) | |

※：前提条件に記載の通り、営業権の金額 300 のうち、200 について資産等超過差額として取り扱われ、残りの 100 については資産調整勘定として取り扱われる。

このように、会計上は営業権が計上されていないが、税務上、資産調整勘定が設定されていることから、この部分について加算調整が必要になる。

⊗従って営業権の評価が重要である。

5. 資産負債調整勘定(差額負債調整勘定)

(1) 非適格分割において、旧会社の概ねすべての資産と負債が新会社へ分割される。

- ① 新会社が、時価で受入れた資産負債の差額(時価純資産)
- ② 新会社が交付した株式等の時価(資本金等)
- ③ ①と②の差を、資産調整勘定(差額負債調整勘定)という。

(2) 資産調整勘定(法法 62 の 8①)

時価純資産 < 資本金等(発行株式等分割対価)

| | | | |
|-----------------------|-----|------------|------------------------------------|
| 新会社の受入れた 時価純資産額 | 800 | 資本金等 1,000 | ⊗5年間にわたり、月額 で減額(償却)し、損金算 入する |
| 資産負債調整勘定 (分割の対価) ⊗ | 200 | | |

この差額は受入時価純資産 < 事業価値(分割の対価)ということであり、**営業権**とも言うべきものである。

(3) 差額負債調整勘定

(2) とは逆に時価純資産 > 資本金等(分割対価)の場合は、差額負債調整勘定として5年間にわたり、月割で減額して、益金に算入する。

(4) 旧会社(分割法人)の税務処理

- ① 会計上の仕訳

| | | | |
|-------|-----|-----|-----|
| 新会社株式 | ××× | 諸資産 | ××× |
| 諸負債 | ××× | 譲渡益 | ××× |
- ② 税務上の仕訳(時価評価)も①と同じ

(5) 新会社(分割承継法人)の税務処理

- ① 会計上の仕訳

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 諸資産 | ××× | 諸負債 | ××× |
| のれん | ××× | 剰余金 | ××× |
- ② 税務上の仕訳(時価評価)も同様に**資産調整勘定 = のれん**

(6) 償却性資産等の引継と償却

非適格分割により償却資産を引継いだ場合は、**分割の日の前日までの償却費を計上することはできない**。何故なら、分割時点の時価引継であるからである。

営業権評価結果

営業権の評価結果等は次の通りである。

【1】 評価結果

320,000 千円 (※頁参照)

尚、評価結果は**税務上の資産調整勘定**のうち営業権としての妥当性であり、採用した評価方式の評価額の範囲内であれば妥当な資産調整勘定(営業権)の計上と考える。本評価営業権を超える資産等超過差額は寄附金となる。

【2】 評価時点

平成××年×月××日

【3】 評価方法

評価方法は、国税庁方式に準じた方式と収益力を基準にした超過利益還元価額方式とを比較検討して行った。(※頁参照)

評価方法の検討

1. 評価方法の決定

営業権の評価に当っては、次の二つの方式による計算結果を検討して、評価の安全性も考慮して両者の折中によることとした。(※頁参照)

- (1) 国税庁方式に準じた方式による評価 (相続税財産評価基本通達)
- (2) 超過利益還元価額方式による評価 (一般的な営業評価方法)
- (3) (1)、(2) を折中した方式
 - (1) 国税庁方式に準じて、会社の**経営改善計画書**から算出した平均利益を過去の実績と比較して実現可能と思われる平均利益を決定して評価を行った。
その結果の金額は 290,000 千円 である。(※頁参照)
 - (2) 収益力を基準にした超過利益還元価額方式は超過利益の継続年数を永久と見て長期基準年利率(法令解釈通達 課評 2-26 平成 22 年 7 月 1 付)により資本還元して算出した額である。
その結果は 350,000 千円 となった。(※頁参照)
 - (3) (1)、(2) を折中して、評価結果を 320,000 千円とした。

2. 評価方法の検討

営業権の評価を基本的に決める要素は、事業の収益力と同業他社を超える超過収益力及び引継事業の特殊事情（事業確立のための創業赤字、将来のための開発投資）であり、それらを根底においた買手と売手の取引関係である。

評価の条件には、将来予想的な要素も含まれ、取引の状況に応じて多様となり、評価要因のいずれに主眼を置くかによって評価方法は分かれる。

今回の評価は、**会社分割における超過収益力の評価**を目的としており、財産的要素を超えと思われる事業の収益力に主眼を置いて**(3) 超過利益還元価額方式**を採用した。また、税務上採用されている**(4) 国税庁方式**も検討する必要があると考えた。

○ 財産状態を主とする方法

- (1) 純財産価値評価方式 …… 今後の予想利益を資本還元した自己資本価額 C に負債総額 L を加えたものから資産合計 A を控除(即ち時価純資産を控除)して求める。
 営業権評価価額 = $C + L - A = C - (A - L)$

○ 収益力を主とする方法

- (2) 純益年売方式 …… 平均純益 × 契約した年数。
 (3) **超過利益還元価額方式** …… 今後の予想利益から市場の正常利益を差引いて、超過純益を算出し、これを資本還元して求める。
 (4) **国税庁方式** …… 国税庁の財産評価基本通達に定める方法。(前頁参照)
 評価結果は、納税者の取引の困難性を考慮して低目の評価額となる。

○ 取引関係を主とする方法

- (5) 得意先基準方式 …… 個々の得意先を評価して、その合計額とする。
 (6) 営業量基準方式 …… 路線の距離 1km、油脂の販売量 1kl 等を評価して全体を求める。

結局、(1) は時価純資産としての引継ぎは決定され、また (2)、(5)、(6) の方法については確立された評価方法はなく、合理性を見出せないと考え、(3) 及び (4) を採用した。

3. 営業権計上及び償却の可否の検討

評価対象会社の会社分割は、分割後において、分割法人が分割承継法人株式のすべてを第3者に売却することが見込まれており、**税制非適格の分割**となる。

税制非適格の会社分割における営業権とは、分割承継法人が**対価として交付した株式等の時価の総額**と、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との間に生じる差額、**即ち、取引として行われた営業権の売買的取引の結果**と考えられる。その差額の価値を検討し、それを評価した場合の価額である。

今回の分割に当っては分割承継法人の交付株式は「10,000 千円」であり、交付株式の時価の総額を「10,000 千円」として、分割法人の分割した財産の時価純資産価額との差額（即ち営業権の価額）の妥当性である。

会計上は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の企業結合時の時価を基礎とした正味の評価額、（企業結合会計適用指針 38、355～357）とされており、会社分割等の場合にも、分離先企業が第3者の所有となり、移転損益を認識する必要があるため、このような正味の評価額に含まれるべき「営業権（のれん）」を認識できると考えられる。（事業分離等に関する会計基準）

また、**税務上は**（法人税法施行令第8条第1項第7号、法人税法第62条の8第1項）、分割承継法人から交付した株式の時価を、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との差額である「資産調整勘定」と整合させ得るか否かにより、営業権としての計上と償却の可否が分かれると考えられる。

結局、交付株式と時価純資産価額との差額は資産調整勘定（営業権）となり、その資産調整勘定（営業権）の会計上及び税務上の適正性は、営業権の評価額に近似しているか否かである。仮に近似していない（調整不可の）部分があればそれは「資産等超過差額」となり、税務上、償却は認められないことになる。

評価の計算過程

1. 国税庁方式に準じた方式による評価

営業権の評価額 290,000 千円

国税庁方式(相続税財産評価基本通達)に準じて、次の通り計算した。

尚、相続税法における財産評価は、営業権の取引市場もないこと、納税者の換金性の困難等を考慮して固定の評価とされている。

(1) 仮平均利益 ……70,000 千円

財産評価基本通達においては評価の安全性を求め、直近期の利益を基準にして、特にその実現率を 0.5 としているが、評価に当っては 5 年間の平均利益と今後 10 年間の計画平均利益を比較し、計画平均利益を継続可能性のある利益と考えた。(※頁参照)

(2) 実現可能平均利益 …… 63,000 千円 (70,000 千円×0.9)

財産評価基本通達においては、平均利益について将来の実現率を 0.50 と極めて保守的に見ているが、評価に当っては、実現率を 0.90 とした。

(3) 企業者報酬の額 ……31,000 千円

財産評価基本通達に従い、次の通り計算した。

標準企業者報酬額

仮平均利益額 (※頁参照)

$70,000 \text{ 千円} \times 0.3 + 10,000 \text{ 千円} = 31,000 \text{ 千円}$

【標準企業者報酬額表】

| 平均利益金額の区分 | 標準企業者報酬額の算式 |
|--------------|--------------------|
| 1 億円以下 | 平均利益×0.3+10,000 千円 |
| 1 億円超 3 億円以下 | 平均利益×0.2+20,000 千円 |

(4) 総資産価額 ……500,000 千円

平成 24 年 5 月 1 日の総資産額を調整した。 (※頁参照)

(5) 基準年利率 …… 0.015 (※頁参照)

財産評価通達によれば、0.05 となるが、これは金利計算を行う部分であり、現状の基準年利率である 0.015 を採用した。

(6) 超過利益 ……24,500 千円

上記 (2) - (3) - [(4) × (5)] = 24,500 千円

(7) 営業権の持続年数 ……9.222 年 (※頁参照)
財産評価通達による計算に従った。

(8) 営業権の評価額 ……226,000 千円

(6) × (7) = 225,939 ÷ 226,000 千円

2. 超過利益還元価額方式による評価

営業権の評価額 350,000 千円 (※頁参照)

評価にあたっては次の段階の計算を行った。

- (1) 超過利益の決定
- (2) 還元利子率の見込
- (3) 利益の資本還元等

Ⅲ 会社分割

事業譲渡は取引上の行為(個々の移転)であるが、会社分割は、個別の同意の必要のない組織法上の行為(包括的に承継)である。

1. 会社分割の特徴

- (1) 個々の同意は不要
- (2) 簿外債務の承継リスクがある

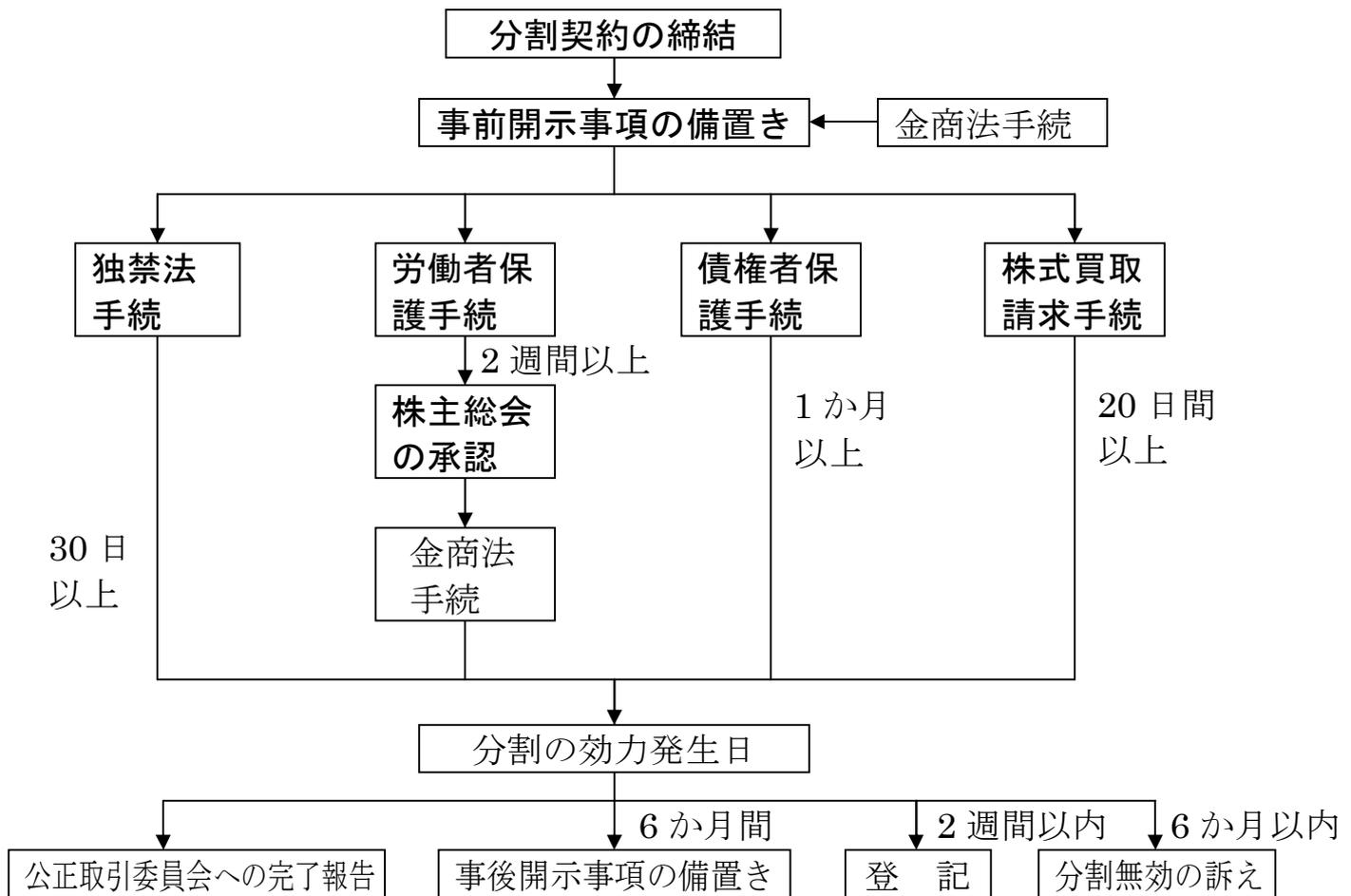
2. 許認可手続

- (1) 届出なしの許認可の承継
 - 保険業、登録電気工事事業者
- (2) 届出を行うだけのもの
 - 飲食店業、プロパンガス販売業、アルコール製造業、製造業等の特定工場、理容業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、自動車分解整備業など
- (3) 会社分割に対する所轄官庁の承認
 - ガス事業、熱供給業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、ホテル旅館業、一般旅客定期航路業、一般貨物自動車運送業、一般旅客自動車運送業、信託業など
- (4) あらかじめの所轄官庁の承認
 - キャバレー、パチンコ、遊技店業など
- (5) 許認可の引継ぎが認められない。
即ち、新設会社が許認可を得てから分割するか、産活法の認定制度を利用するしかない。
 - 宅建業、建設業、貸金業など

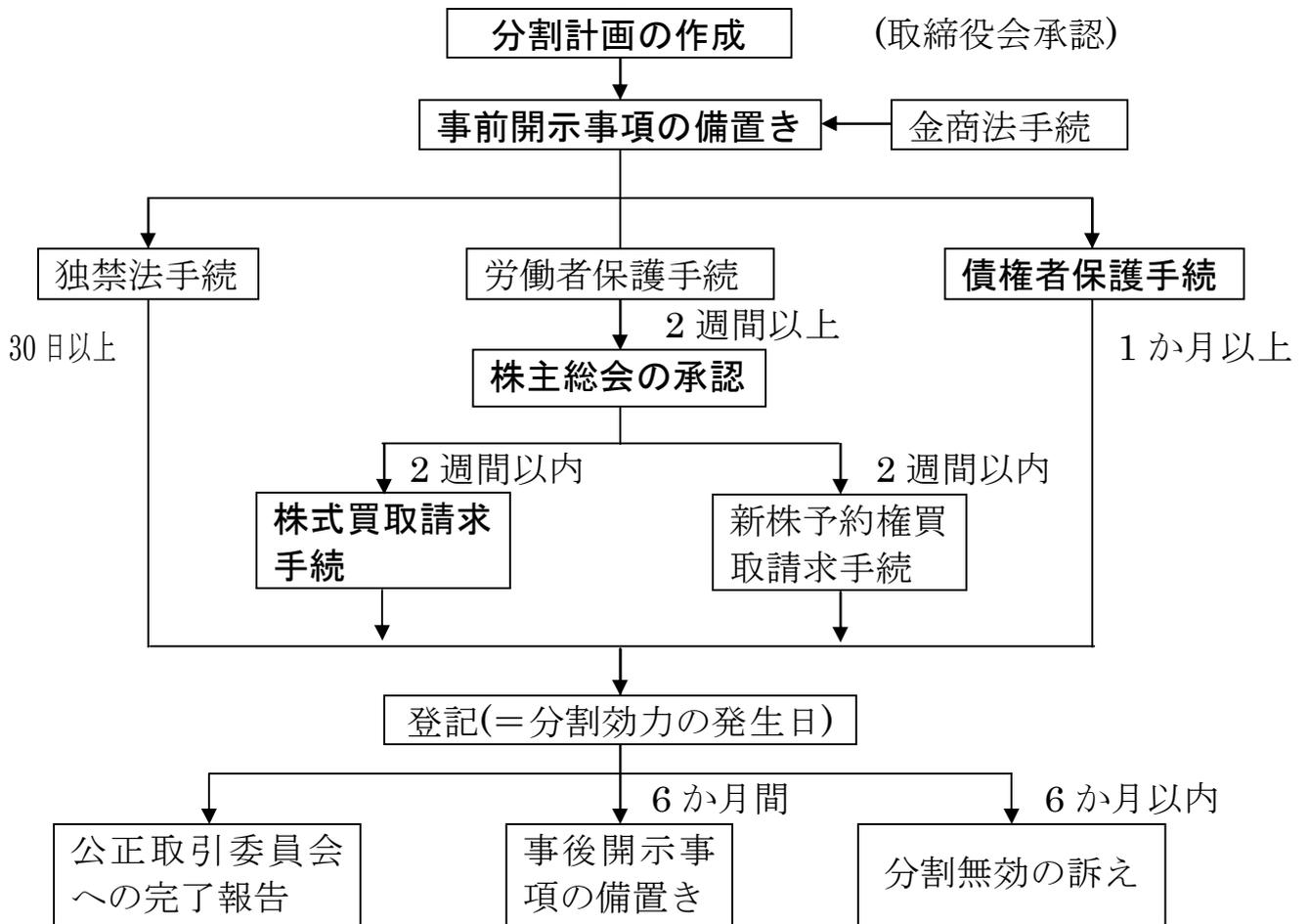
3. 会社分割の流れ

(1) 吸収分割の手続

- 基本的事項の決定
- 分割方法の決定
 - 事業に関する権利義務の一部を分割するか全部を分割するか
 - 分割する財産の範囲
 - 交付資産を何とするか
 - 分割日程
 - 従業員の引継ぎ
 - 営業権の評価
 - 商号・目的・本店等の変更
 - 許認可事項の営業 他



(2) 新設分割



4. 株主買取請求手続

(買取請求権の趣旨)

会社分割により会社の財産の状態に重要な変動が生じ、株主の利益に重大な影響を及ぼす可能性があるため、決議に反対した株主については、投下資本の回収の途を確保し、利益の保護を図る趣旨である。(会社法 806)

(反対株主)

株主総会に先立って該当行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主、および当該株主総会において議決権を行使することができない株主であるとする(116条2項1号)。

(買取請求手続)

- ①当該行為が効力を生ずる日(効力発生日)の**20日前**までに、買取請求が認められる株式の株主に対し、当該行為(会社分割)をする旨を通知または告知をする(116条3項4項)。
- ②これを受けて、株式買取請求を行おうとする株主は、効力発生日の**20日前**の日から効力発生日の前日までの間に、その買取請求する株式の数を明らかにして買取請求を行う(116条5項)。
- ③株式買取請求を行った株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる(116条6項)。株式会社が当該行為を中止したときについては、株式買取請求は、その効力を失う(116条7項)。

(買取価格および買取手続)

- ④買取価格については、公正な価格と定められている(116条1項柱書)。株主と会社との間で協議が調ったときは、会社は、効力発生日から**60日以内**にその価格の支払いをしなければならない(117条1項)。
- ⑤効力発生日から**30日以内**に協議が調わないときは、株主または会社が、その期間の満了の日後**30日以内**に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる(117条2項)。

株式買取請求書

A 株式会社

代表取締役 甲山 太郎 殿

平成 年 6 月 13 日付け「第〇回定時株主総会招集通知 第〇号議案 分割計画書承認の件」に関し、私は平成 年 6 月 17 日付けで反対の意思を書面により通知し、かつ同定時株主総会においてこの議案に反対しましたが、同株主総会で分割計画書承認の件は原案どおり可決承認されました。

つきましては、下記のとおり私が所有している貴社株式について、公正なる価額で買取りを行っていただきたく、ここに書面をもって請求いたします。

記

貴社普通株式 〇,〇〇〇株

以上

平成 年 6 月 30 日

東京都〇〇区〇〇1丁目5番6号
株主 甲野 一郎 印

5. 債権者保護手続

① 債権者保護手続が必要となる場合

債権者の債権の回収可能性に重大な影響が生じる場合

- (イ) 分割会社(旧会社)の債権者のうち、会社分割後、分割会社に対して、債務の履行をできなくなる債権者
- (ロ) 吸収分割の場合における承継会社(新設会社)の債権者

② 新設分社型分割の場合の債権者保護手続の取扱い

| 債権者の区分 | 債権者保護手続の取扱い |
|--------------------|---|
| 新設会社に承継された債務に係る債権者 | 分割会社に対して当該分割に異議を述べることができる。ただし、分割会社が新設会社の債務に対して重疊的債務引受を行う、または連帯保証を行う場合は、異議を述べることはできない。 |
| 分割会社の債権者(残存債権者) | 分割会社に対して当該分割に異議を述べることはできない。分割会社は設立された会社に承継された財産に見合う対価(新設会社株式)を取得していると考えられるという理由である。 |
| 承継会社の債権者(吸収分割の場合) | 新設分割の場合は、存在しない。 |

6. 労働者との協議

1. 労働者との協議

会社分割については、労働承継法の規定に従う必要がある。

分割会社は、会社分割後に労働者が勤務する会社の概要等について充分説明し、本人の希望を聴取したうえで、労働契約の有無等について、労働者と協議しなければならない。

会社分割と従業員分割の一例

1. 会社分割によって必ず従業員が分割されるわけではない。**従業員の移籍がまったくない会社分割**もありえる。従業員は全員、出向すればいいからである。(注1)
2. 仮に10のホテル全部を一括して売却する場合、会社分割の手法を使えば、売却するのはホテルという不動産ではなく、承継会社の株式となる。その場合、まず消費税が非課税になる。(注2)
3. 会社分割の方法をとれば、**会社は分割されても人は分割されない**。それだけでもコスト削減に大きく貢献する。(注2)

- (注1) (1)会社事業の一部を分割する場合には、労働承継法によって移籍する従業員に対して、通知、承認を得なければならないが、移籍をさせない限り、そのことについては問題はないということ。
 (2)出向であっても、税制適格要件の一つである従業員承継要件(法第22条の十一ロ(2))を充足できる。

- (注2) (1)苦境のA社は、10のホテル全部を分社(税制適格分割)する。
 (2)A社は、10の分社の株式をB社に譲渡する。
 (3)この売却によって、税制適格の適用はなくなり、A社に課税所得が発生するが、繰越欠損金等により課税は緩和される。
 (4)A社株式をB社が買取るか、顧客、従業員はB社に引継ぐかを選択する。

(後藤孝典著 会社分割から要約 2008.11.4 かんき出版発行)

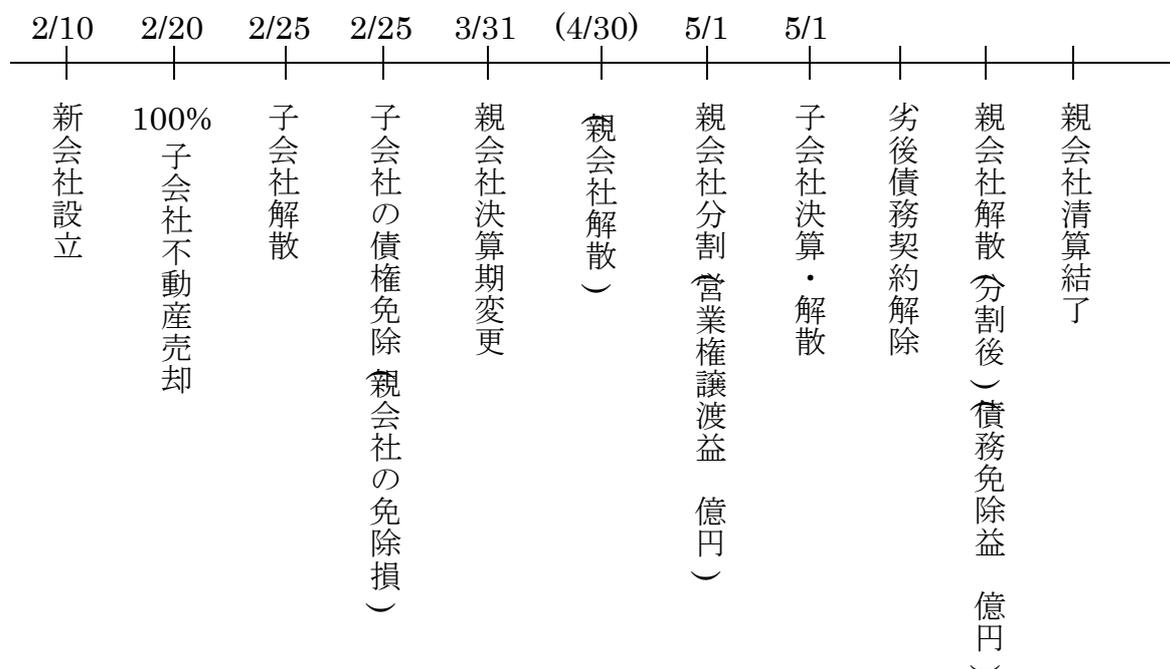
7. 非適格分割の場合の注意事項

(1) 新会社へ引継ぎの出来ないもの

- ① 繰延消費税額
分割法人(旧会社において規程どおり損金算入する)
- ② 租税特別措置法の準備金
- ③ 受取配当等の益金不算入
新会社の保有期間のみで判定する
- ④ 期中特別勘定の設定
- ⑤ 収用等があった場合の所得の特別控除

2. 分割の場合

(1) 分割（子会社貸倒損）の流れ



① 分割前解散不可の場合の親会社の法人税等～ M¥（免許の分割不可）

② 分割前日の解散の可否（免許の譲渡は可能）

③ 子会社不動産の譲渡時期の早期化（親会社の課税）

④ 当初営業権評価 M¥ → 現在 M¥の妥当性（疑問）

増加原因は10年間の利益計画 ① M¥/年 → ② M¥/年に増加
利益計画①は過去5年間等の実績等とも比較

⑤ 建物附属明細等の引継は可か

⑥ 新会社の資本金 > 分割時の増資が望ましい

A. 税金が M¥と高くなる。

B. 営業権が通らない可能性（高すぎる）がある。

C. 追加出資者が営業権を高すぎる（負債が多い）と言う可能性。→ 不問

D. 例えば、平均粗利率を低減（11.634%→11.134%へ△0.5%）すると、営業権は約 百万円増評価となる。

E. 親会社決算期の変更（6月→3月へ）

IV 増減資、現物出資、DES 等

1. 増減資 (OS、DK)

(1) 減資の効果

減資は、株式数に変動を生じさせない単なる資本の計数の変動である。

減資、自己株式の(無償)取得および自己株式の消却を行い、既存の株主の権利を消滅させ、同時に第三者割当増資を行うことにより、新たな株主の下に事業の再建を行っていく。(100%減資も可)

(2) 減資の株主総会の決議 (会社法 447①)

- ① 減資する資本の額
- ② 資本準備金への組入(会計規 26①一)
- ③ 効力発生日(会社法 449)

(3) 増資と減資を同時に行う場合

(4) 減資と併せて行う自己株式の取得

会社法においては、減資と株式消却が切り離されている。減資は**資本金の金額を減少させる行為**であり、株式数を減少させる手続は、減資と無関係である。

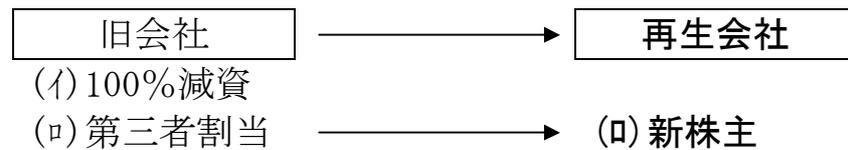
既存の株主の株式を消滅させる方法として用いられるのが、自己株式の取得である。債務超過会社の場合は、自己株式の無償取得および消却を行う方法で、既存の株主の株式を消滅させる。

会社法においては、**株式の消却は自己株式の消却のみ**とされているため、株主が株式を所有している状態で消却することはできない点を留意する必要がある。

(5) 増減資(100%減資)の手続

- ① 既存の株主の権利をすべて消滅させる 100%減資の場合、**全部取得条項付種類株式**を用いる方法（株主総会の特別決議）により、強制的に行うことができる。

即ち、株主総会の決議により強制取得（100%減資）し、同時に行う**第三者割当増資**（普通株式）により再生会社の再建資金を導入する。



- ② ①の場合において、減資後の資本金の額が減資前の資本金の額を下回らない場合は、取締役（会）の決議で足りる。（会社法447③）

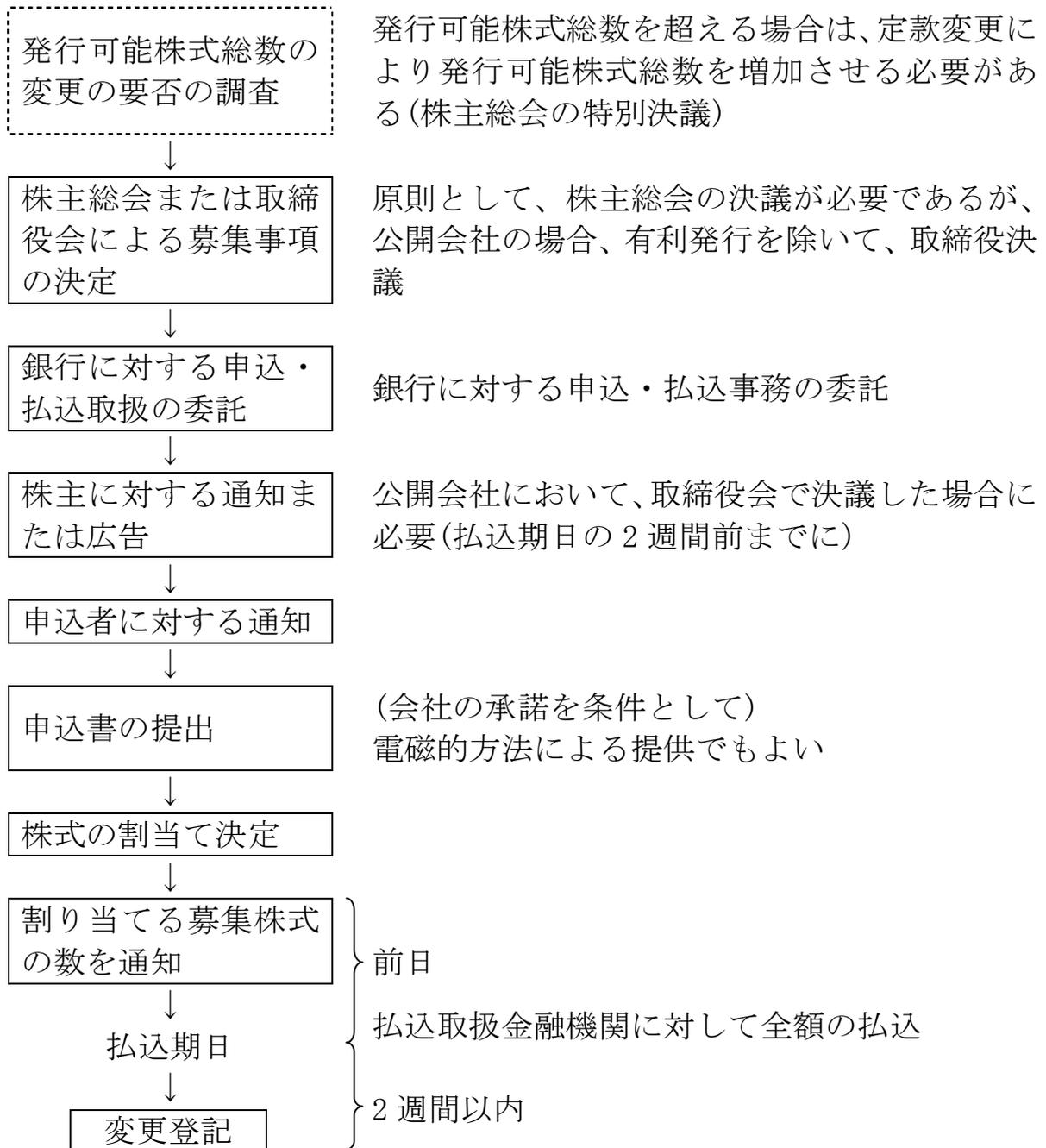
③ 自己株式の処分による方法

全部取得条項付種類株式として取得した自己株式を①の第三者割当に代えて、新たな引受人に交付する場合は減資の必要はない。従ってこの場合は効果は同じであるが 100%減資とは言わない。

(4) 増資について

会社法においては、株主に割当てる株式は新株でもよいし、自己株式でもよい。即ち、会社法は新株の発行と自己株式の処分を同じ規定にまとめている。

(5) 第三者割当増資の手続



2. 現物出資の意義

金銭以外の財産（不動産、債権、有価証券、ノウハウなど）をもってする出資をいう。

- (1) 新会社設立時（発起人 会社法 28①一）
- (2) 新株発行時（引受人 会社法 199①三）
- (3) 原則として検査役の調査が必要（会社法 33①、207①）

3. 現物出資の会計処理

- (1) 現物出資法人の会計処理（事業分離等に関する会計基準）
被現物出資法人が出資法人の子会社、関連会社となるとき
 - ① 移転の対価が、株式のみであり、投資は継続しているものとして、移転資産及び負債の適正な帳簿価額により、株式を取得したものとみなす。
 - ② (1) 以外の場合は、時価による譲渡とする。
- (2) 被現物出資法人の会計処理（企業結合に係る会計基準）
 - ① 企業集団内での企業再編など、共通支配下の取引等に該当するものは、適正な帳簿価額で引継ぐ
 - ② 共同支配企業の形成（企業再編が複数の企業で共同支配することを契約）に該当するものは、投資が継続しているとして、適正な帳簿価額を引継ぐ
 - ③ 出資法人の持分の変更等、取得に該当するものは、時価（パーチェス法）で引継ぐ

税務処理

- (1) 企業結に係る会計基準において取得になる場合で、税務上は適格現物出資となる場合

| | |
|-------------|--------------------------|
| 会計上 時価受入 | 税務上 簿価受入が強制 (申告調整) |
|-------------|--------------------------|

- (2) 企業結合に係る会計基準において共通支配下等に該当する場合で、税務上は非適格現物出資となる場合

| | |
|-------------|-----------------------|
| 会計上 簿価受入 | 税務上 時価受入 (申告調整) |
|-------------|-----------------------|

4. 事後設立

- (1) 会社の成立前から存在する財産を、会社がその成立後2年以内に、純財産の1/5超の対価で、営業用の財産として譲り受けることを約する契約をいう（会社法467①五）。
- (2) 検査役の調査は不要とされている。

5. 分社型の会社分割と現物出資

分割会社が、その事業について有する権利義務の全部又は一部を他の会社（承継会社）に包括承継させる組織法上の行為であり、資産、負債のみならず、従業員その他の権利義務を承継する。

- (1) 会社分割は、事業に関する包括承継であり、現物出資は、金銭以外の個別財産をもってする出資行為である。
- (2) 現物出資は、原則として出資財産につき検査役の調査を必要とする。
- (3) 対価として株式の交付を受けるという点で経済効果はよく似ている。
- (4) 税制適格要件は、両者とも同じである。
 - ① 100% 支配関係
 - ② 50% 超で一定の条件
 - ③ 共同事業で一定の条件

6. 消費税等の取扱い

- (1) 会社分割は、事業の包括移転であるため、明確な対価関係はなく、消費税の課税の対象外となる。
- (2) 現物出資（事後設立）は、対価を得て行われる資産の譲渡として課税対象取引となる。
- (3) 不動産取得税については、ともに非課税規定が設けられている。
 - ① 対価として、承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
 - ② 分割により、事業の主要な資産、負債が移転していること
 - ③ 分割事業が引続き営まれること
 - ④ 従業員の80%基準
 - ⑤ 現物出資（事後設立）の場合は、新設法人に限る等の条件

7. DES（疑似DES）

(1) DESの意義

会社に対する金銭債権を現物出資する方法による新株発行。債務の資本化であり、債務と交換に株式を発行することをいう。債権者からみた場合は、債権の株式化ということができる。

現物出資方式と新株払込方式の比較

| | 現物出資方式 | 新株払込方式 |
|--------|------------------------------|--|
| 手続の方式 | 債権を現物出資する手続により行う | 債権者（企業）が第三者割当増資を行い、債権者（金融機関等）から払い込まれた増資資金を借入金の返済のために債権者に支払う。 |
| 税務上の処理 | 債権者が取得する株式の取得価額は、その債権の時価による※ | 増資資金で債務者の株式を取得し、債務者からは債務の返済を受ける形となっており、課税関係は原則として生じない。 |

※ 法人税法施行令 119 条 1 項 2 号

(2) 親子会社における DES

赤字（子）会社に対する債権を、当該赤字（子）会社に対して、現物出資することをいう。

赤字子会社の場合には、それが適格現物出資（100%グループ内等）に該当するのか、否かが問題になる。

この場合、DESが事業の移転を伴わない現物出資であることから、100%グループ内の現物出資であれば、適格現物出資に該当し、それ以外の場合は非適格となる場合が多い。

(1) 親会社債権の評価

| | | | |
|-------|----|-------|-----|
| 子会社株式 | 10 | 子会社債権 | 100 |
| 貸倒損失 | 90 | ※ | |

(2) 子会社の受入債権の評価

| | | | |
|-------|-----|-------|----|
| 親会社債務 | 100 | 資本金等 | 10 |
| | | 債務消滅益 | 90 |
| | | ※ | |

※税務上の問題

(3) DES の税務処理

① 債務消滅益の問題(債務者) (MN の場合)

債権の時価相当額について資本金等の額を増加させると考えると、消滅債務との差額は債務消滅益となる。

債務消滅益を益金とすると、青色欠損金及び期限切れ欠損金の充当が認められなければ問題が生ずる。(関根先生解答参照)

(4) DDS の場合

金融検査マニュアルにおいて資本とみなされる(償還条件が5年超等の借入金)だけであり、法人税法上は、債権のままであるため原則として課税問題は発生しない。

DESの結果について

H24.12.28

A社 直前期貸借対照表（時価）

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 資産 50 | 負債 350 (内訳 B借入金 300 その他借入金 50) |
| | 資本金等 100 欠損金 △400 |
| 合計 50 | 合計 50 |

A社はオーナー株主Bの同族会社で、Bは自己の貸付金300を免除してA社の債務超過状態を解消したいと考えています。会社更生法等法的処理ではありません。
債務超過 △300 状態

(会計上の仕訳)

① 借入金 300 資本金等 300

A社の代表者Bが、A社に対する貸付金300をDESにより資本に振替える

(税務上の仕訳)

② 資本金等 300 債務消滅益 300

A社 DES直後貸借対照表（時価）

| | |
|-------|-------------------------|
| 資産 50 | 負債 50 (内訳 その他借入金 50) |
| | 資本金等 400 欠損金 △400 |
| 合計 50 | 合計 50 |

債務超過 0 状態

(質問等)

1. A社に青色欠損金は、ほとんどありません。
2. ②の税務上の利益は、A社の課税利益とならざるを得ないのでしょうか？
(法法2十六、法令8①一)

債務超過会社へのDESについて、債務消滅益課税が行われると解説されています。しかし、実務では、経営者の融資金をDESしても、債務消滅益課税は行われてません。理由は次の2つです。

- 1 債権の時価の算定が不可能なこと。
- 2 擬似DESを実行すれば債務消滅益課税が行えないこと。

債務消滅益課税が行われるのは、仮に1億円の債権を、サービサーから1000万円で購入してきてDESする場合です。

ただ、絶対に安全な手法を考えるのであれば擬似DESを実行すべきです。

つまり、現金で出資し、その後、債務の弁済をする。

可能なら、出資額と、返済額を、微妙に変えることです。

V 企業組織再編の税務と無対価組織再編

1. 企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

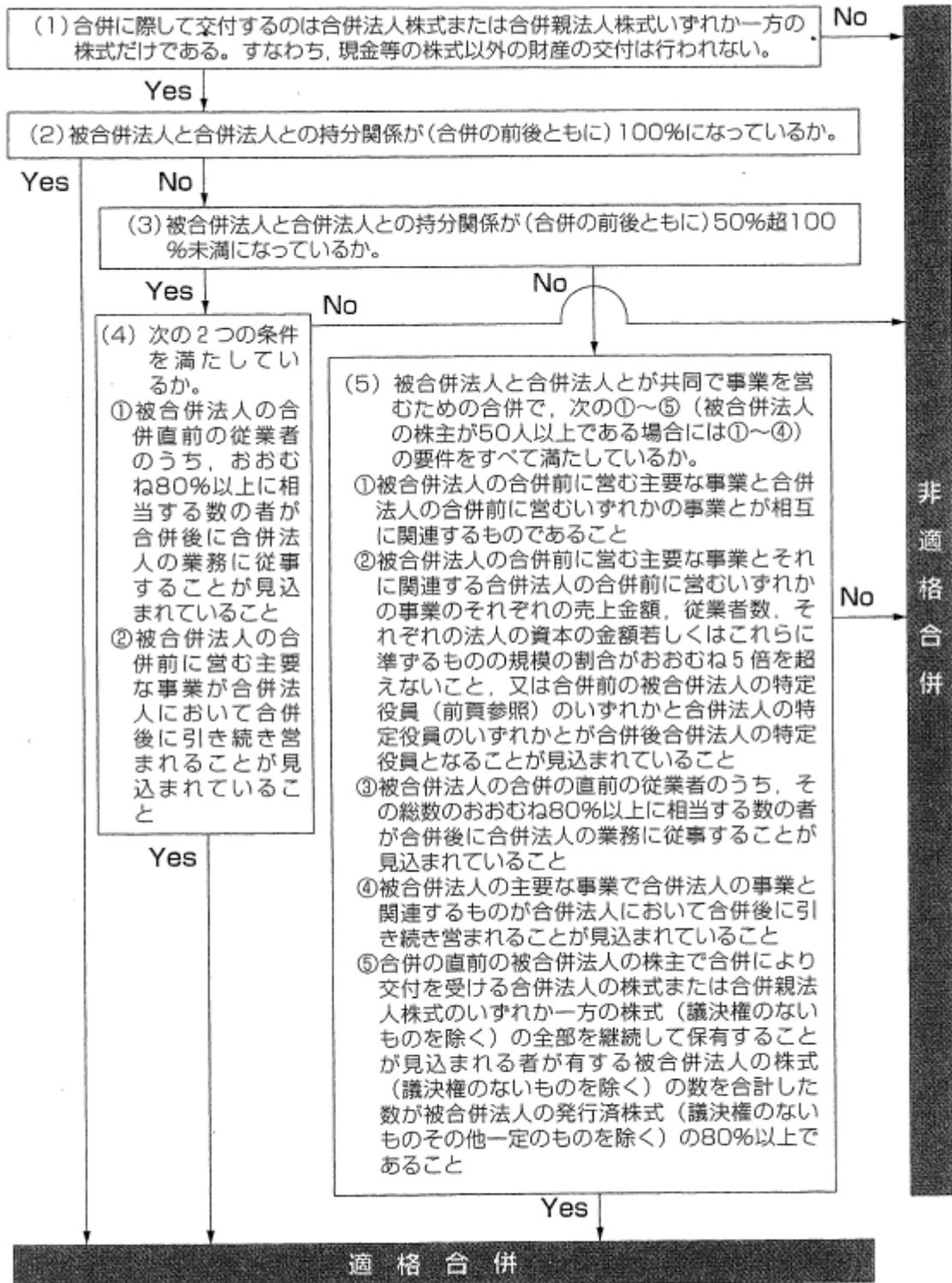
(1) 適格組織再編

- ① 企業グループ内の組織再編
持株割合が50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。
- ② 共同事業を行うための組織再編
事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね5倍以下)
又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。

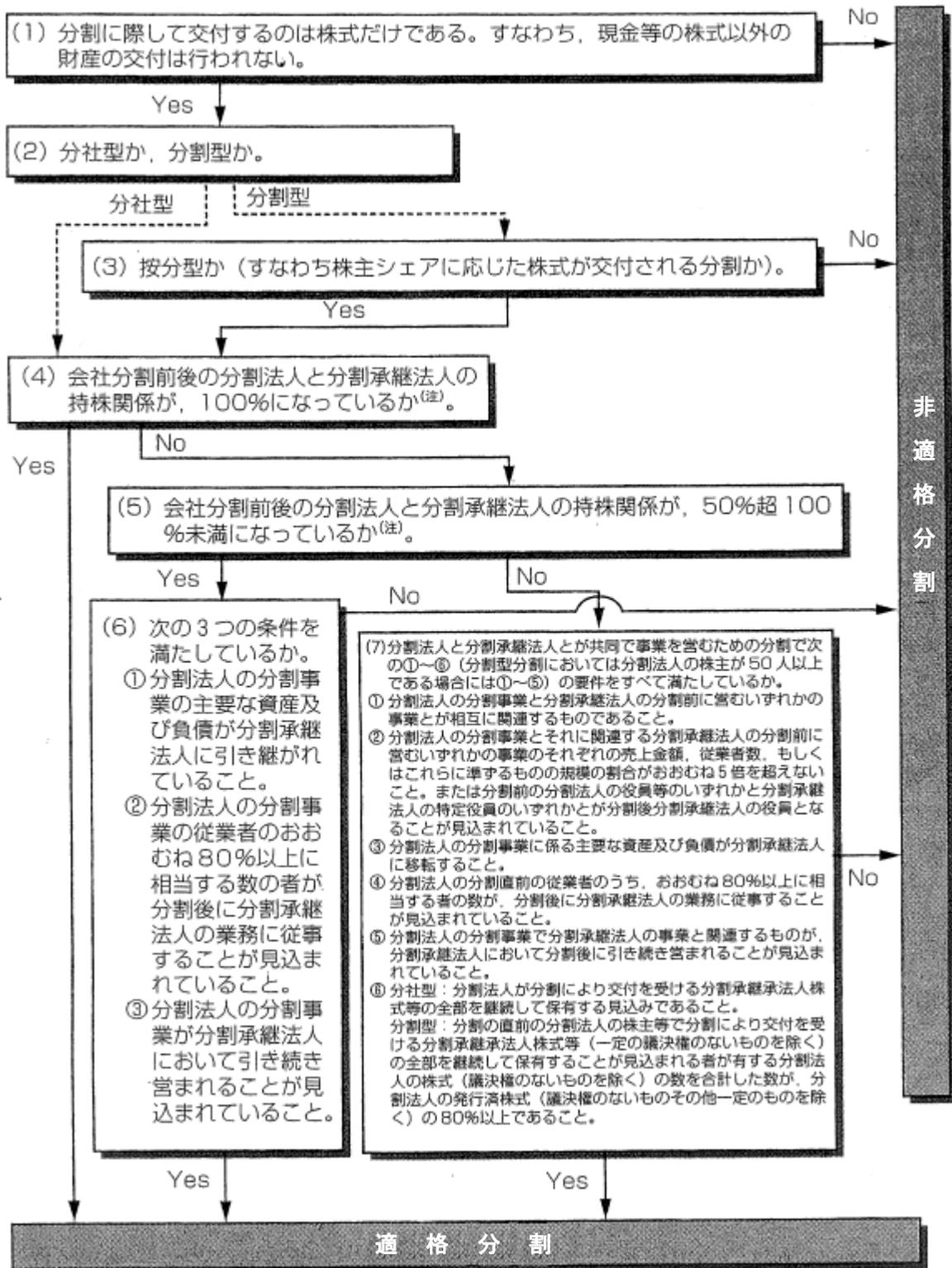
(2) 平成22年度のグループ法人に関する税制改正

- ① 非適格合併に係る譲渡損益の課税の繰延べ
 - ・100%グループ内法人間
 - ・一定の資産(譲渡損益調整資産)の移転
- ② 非適格株式交換、移転に係る時価評価課税の不適用
- ③ 適格現物分配の新設
 - ・100%グループ内法人間
 - ・現金以外の資産の交付
 - ・移転資産は簿価による譲渡と扱う
- ④ 無対価組織再編(合併、分割、株式交換)の適格要件等の明文化

〈適格合併判別フローチャート〉



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。



(注) 兄弟会社（同一の者によって支配される関係の会社）間の分割も含まれる。その場合には、当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

2. 無対価組織再編

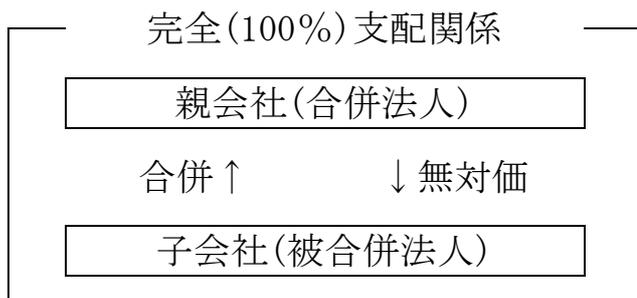
(1) 無対価合併

会社法の施行に伴い、対価の支払いを伴わない合併(無対価合併)が法令上明確化された(法 749①二、三 会計規 36②)

税務上は原則非適格であるが、一定の場合は適格合併となる

(2) 税制適格 (H22 改正 法令 4 の 3②~④)

- ① 親会社(合併法人)が、子会社(被合併法人)の発行済株式等(除自己株)の全部を保有する関係にある場合
- ② ①の場合、無対価合併であっても適格要件を満たす



- ③ 子会社、孫会社の場合にも親会社が 100%持分関係のある場合に限り適格要件を満たす
但し、②の場合と違い完全支配関係の継続が見込まれている必要がある
- ④ 兄弟会社間の合併の場合

(3) 会計上の受入仕訳

| | | | | |
|-----|-----|---|---------------|-----|
| 諸資産 | ××× | ／ | 諸負債 | ××× |
| | | | 資本剰余金 | ××× |
| | | | (資本金等に該当する部分) | |
| | | | 利益剰余金 | ××× |

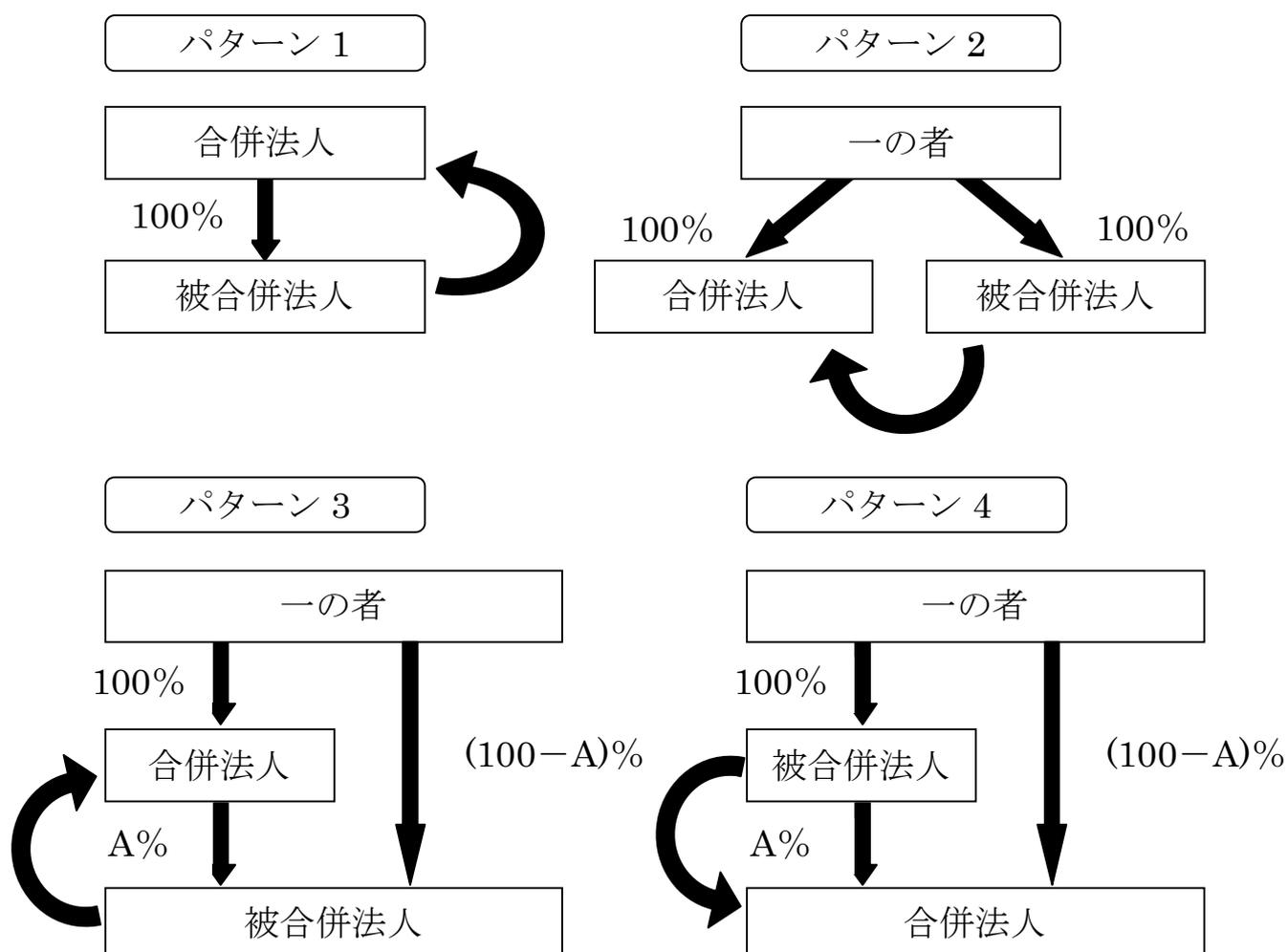
無対価合併

H25.10.17

無対価合併は原則として非適格合併として取扱われるが対価の交付を省略したと見られる次の場合には適格合併として取扱われる。

1. 無対価適格合併が可能な場合（一の者とは、同一の個人をいう）

次の図の通り、完全支配関係がある法人間での合併



(吉田博之編著 グループ法人税務の失敗事例 55 から 2011.5 東峰書房発行)

上記でない無対価合併は、非適格合併となる

上記の「一の者」とは同一の者で特殊関係者を含めない場合をいう。

(令 4 の 3 二)

2. 非適格となった時は、譲渡損益は 100%グループ内法人間の譲渡損益と同様に繰延べられる。(法 61 の 13①、令 122 の 14②)

(2) 無対価分割

分割とは、株式会社(合同会社)が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、分割により、他の会社に包括的に承継させる組織法上の行為をいう。尚、個々の物又は権利自体である個別財産を承継させる行為を含む。また、権利義務を承継する法人は、株式、合名、合資、合同会社のいずれの形態でもかまわない。

新設分割は、複数の事業部門を有する会社が各事業部門を独立した会社とすることにより、経営の効率性を向上させる等の目的、

吸収合併は、株式会社等の支配下にある複数の子会社の重複する部分を各子会社に集中させることにより組織の再編成を実現するため等に利用される。**無対価分社型分割**を行った場合には、原則として非適格分割と扱われるが、対価の省略をしたとみることができる場合には、適格分社型分割として取扱われる。

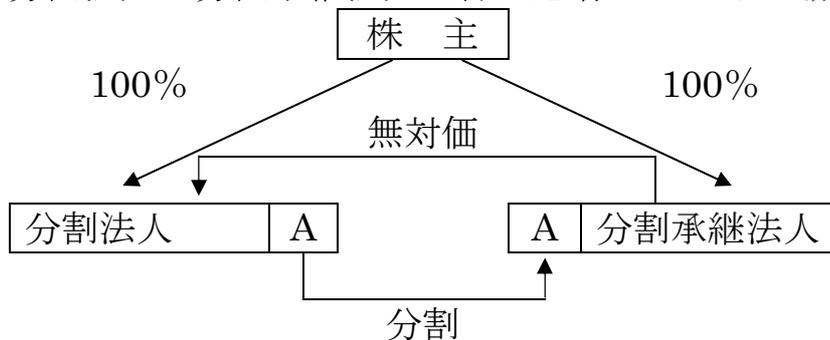
① 分社型無対価分割

分割対価資産が交付されない分割で、その分割直前において、
(イ) 分割承継法人が、分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合



A 事業、財産の分割

(ロ) 分割法人が分割承継法人の株式を有していない場合



A 事業、財産の分割

② 分社型分割

無対価分割で、その分割の直前において、分割法人が分割承継法人の株式を100%保有している場合(分割承継法人が分割法人の発行済株式の全部を保有している場合を除く)



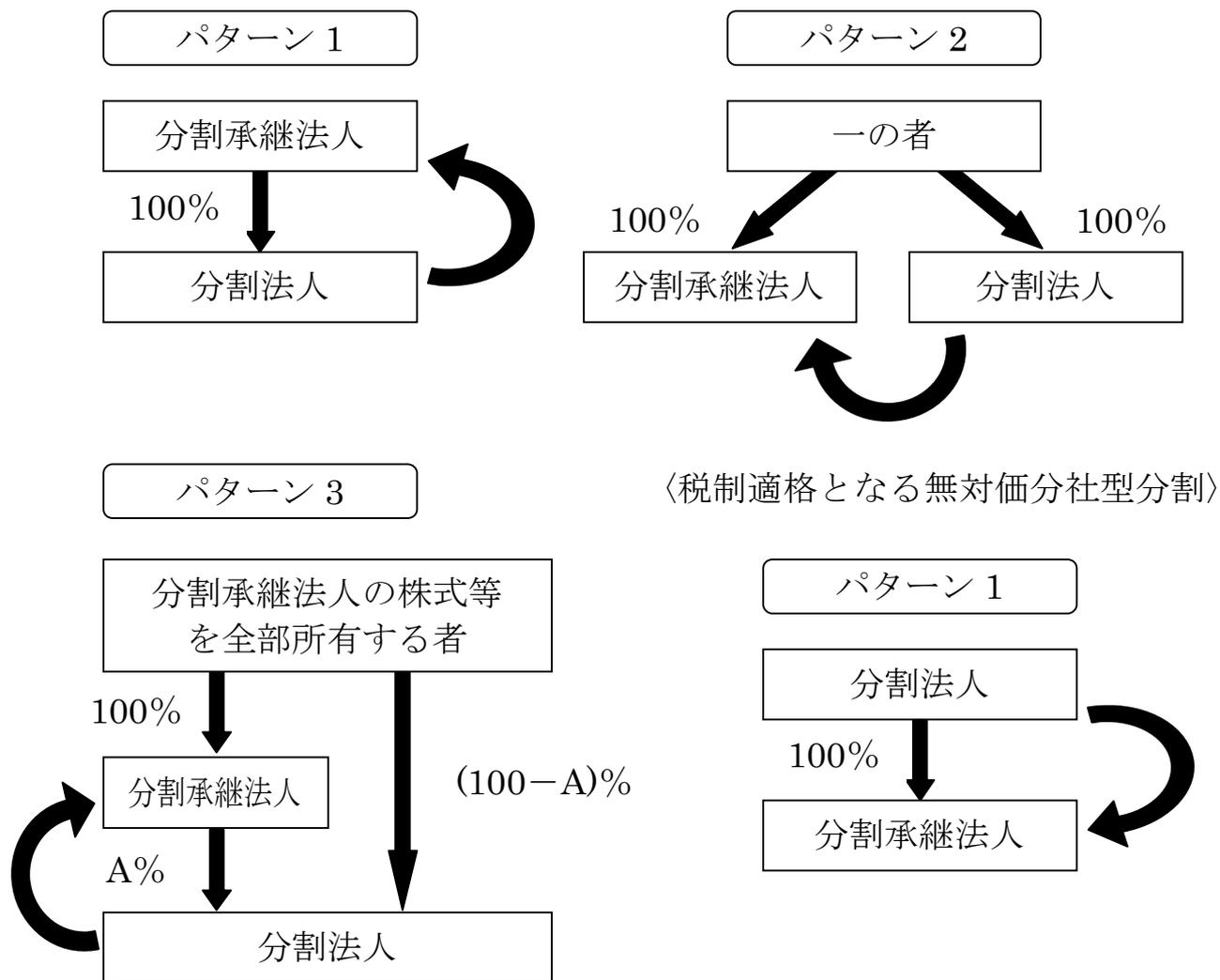
①(ロ)のような関係の中での、兄弟会社間の無対価分割も含む

無対価分割

H25.01.03

1. 無対価適格分割が可能な場合

次の図の通り、完全支配関係等がある場合の分割



(吉田博之編著 グループ法人税務の失敗事例 55 から 2011.5 東峰書房発行)

上記でない無対価分割は、非適格分割となる

税制適格要件(無対価分社型分割)

① 税制適格要件

| 100%グループ内 | 50%超100%未満グループ内 | 共同事業 |
|-------------|---|---|
| (イ)金銭等不交付要件 | (イ)同左 (ロ)主要資産引継要件 (ハ)従業者引継要件 (ニ)事業継続要件 | (イ)同左 (ロ)同左 (ハ)同左 (ニ)同左 (ホ)事業関連性要件 (ヘ)規模要件 (ト)経営参画要件 (チ)株式継続保有要件 |

② 100%グループ内の適格要件

- (イ) 当事者間の完全支配関係
- (ロ) 同一の者による完全支配関係(50 頁参照)

(3) 無対価株式交換

(4) 無対価現物分配

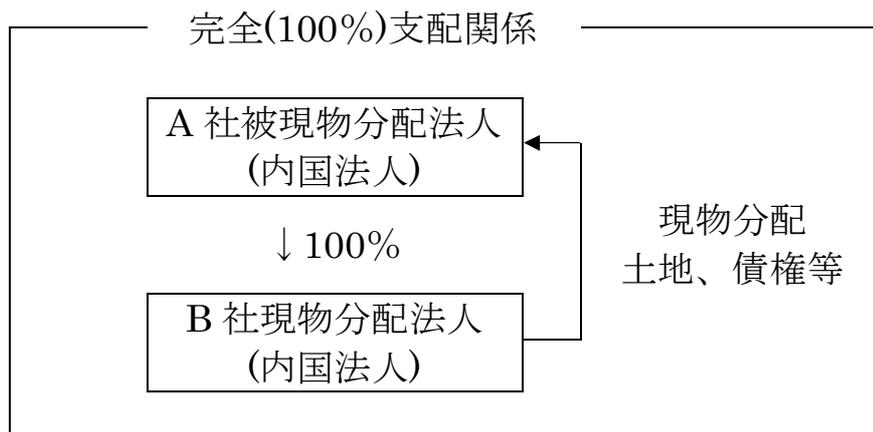
① 現物分配

現物分配とは、剰余金の配当等(みなし配当を含む)を金銭以外の資産により行うことをいう。

② 適格現物分配

現物分配を受ける者(被現物分配法人)が完全支配関係(直接又は間接の100%の持分関係)のある内国法人であるものをいう。この場合の資産の移転は帳簿価額によって行われたものとして取扱い、配当を行う側と配当を受領する側のいずれにおいても課税関係を発生させない。

尚、現物分配後における完全支配関係の継続は求められていない。



(仕 訳)

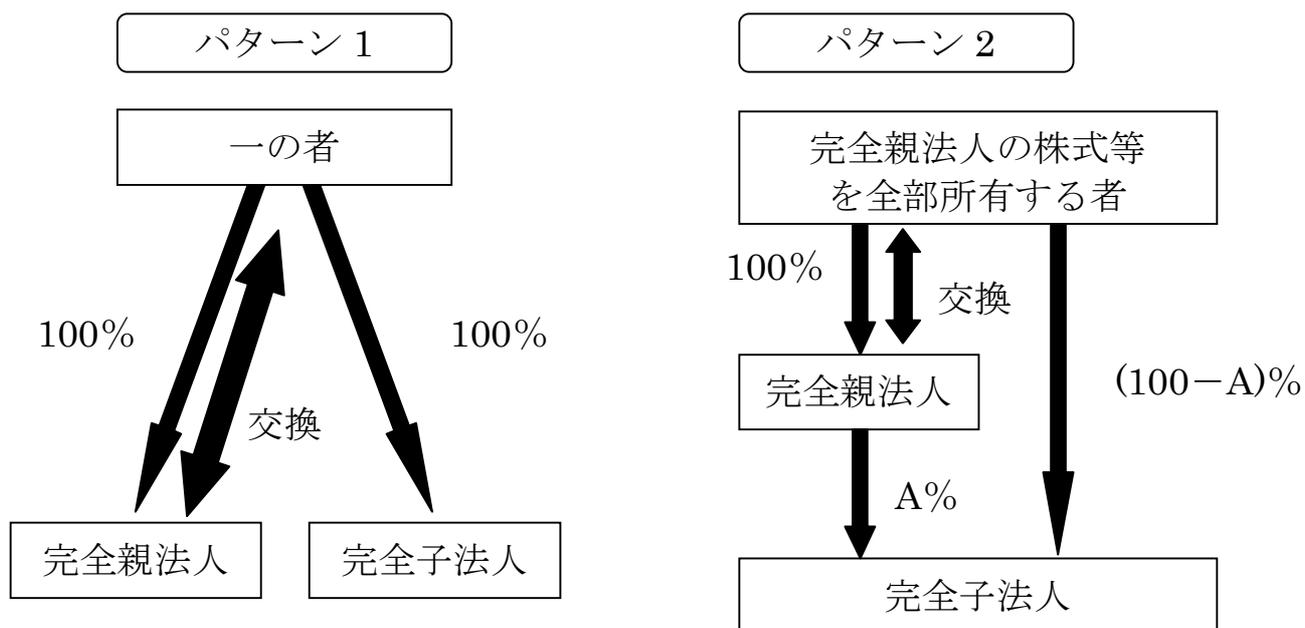
| A 社 | B 社 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| — 会 計 — | |
| 土地・債権等 ××× / 受取配当金 ××× | 利益剰余金 ××× / 土地・債権等 ××× |
| — 税 務 — | |
| (別表四) | 申告調整なし |
| 現物分配に係る益金不算入(減算・流出) | |

無対価株式交換

H25.01.03

1. 無対価適格株式交換が可能な場合

次の図の通り、完全支配関係がある法人間での株式交換



(吉田博之編著 グループ法人税務の失敗事例 55 から 2011.5 東峰書房発行)

上記でない無対価合併は、非適格株式交換となる

3. グループ法人税制と組織再編

5. 無対価合併に係る適格判定について（個人が株主である場合）

国税庁質疑応答事例

〔参考〕 国税庁質疑応答事例

無対価合併に係る適格判定について（株主が個人である場合）

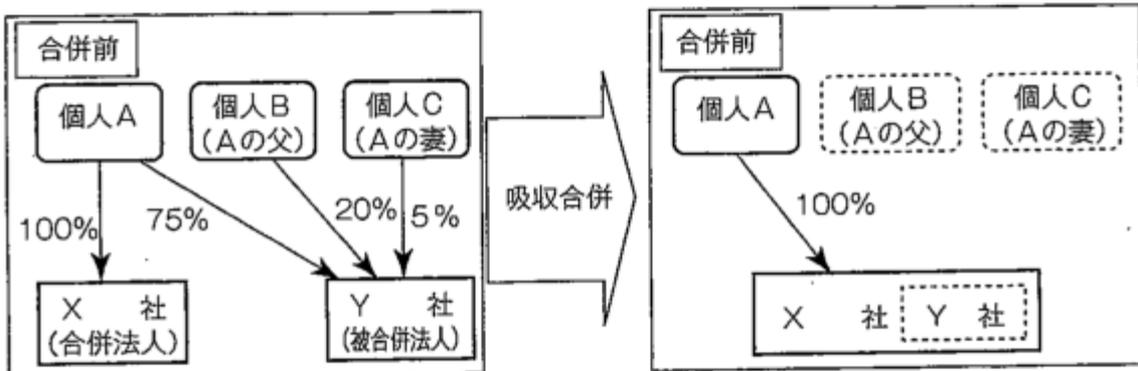
【照会要旨】

X社は、同社を合併法人、Y社を被合併法人とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことを予定しています。

本件吸収合併においては、被合併法人（Y社）の株主（個人A、個人B及び個人C）に対して株式その他の資産を交付しない、いわゆる無対価合併の手法により行うこととします。

なお、本件吸収合併後、個人AはX社株式のすべてを継続して保有する見込みです。

この場合において、本件吸収合併は法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併に該当すると解してよろしいでしょうか。



【回答要旨】

本件吸収合併は、適格合併に該当しません。

（理由）

1 完全支配関係について

完全支配関係とは、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係（以下「法人相互の完全支配関係」といいます。）をいうこととされています（法22の七の六、法令4の2）。

なお、一の者が個人である場合における当該一の者と特殊の関係のある個人とは、次に掲げる者（以下「親族等」といいます。）をいうこととされています（法令4、4の2）。

- i 一の者の親族
- ii 一の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- iii 一の者（個人である一の者に限ります。において同じです。）の使用人
- iv i から iii までに掲げる者以外の者で一の者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- v ii から iv までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

本件吸収合併における合併法人である X 社は、その発行済株式のすべてが個人 A に保有されていることから、個人 A との間に当事者間の完全支配関係があることとなります。

また、被合併法人である Y 社は、その発行済株式を個人 A だけでなく、その親族等に該当する個人 B（父）及び個人 C（妻）にも保有されているところ、完全支配関係に該当するかどうかの判定上、一の者の親族等が保有する株式を一の者（個人 A）が保有しているものとして判定を行いますから、Y 社についても個人 A との間に当事者間の完全支配関係があることとなります。

したがって、X 社と Y 社の関係は、いずれも個人 A との間に当事者間の完全支配関係があることから、法人相互の完全支配関係に該当することとなります。

2 法人相互の完全支配関係がある場合の適格要件

法人相互の完全支配関係がある法人間の合併に係る適格要件は、以下のとおりとされています。

- ① 合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係（法人相互の完全支配関係）があり、かつ、合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれていること（法令 4 の 3 二）。

（注）本件吸収合併では、個人 A は合併後も X 社株式のすべてを継続して保有する見込みであるため、個人 A による完全支配関係が継続することが見込まれています。

- ② 当該合併における被合併法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式又は出資以外の資産が交付されない

こと（法二十二の八）。

（注）本件吸収合併は、無対価合併の手法により行われますので、合併法人株式又は合併親法人株式のみならず、これら以外の資産も交付されません。

ただし、無対価合併の手法による場合には、上記及びの要件のほかに、合併前の同一の者による完全支配関係が次に掲げるいずれかの関係がある完全支配関係である場合に限り、適格合併に該当することとされています（法令4の3二）。

- i 合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
- ii 一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
- iii 合併法人及びその合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
- iv 被合併法人及びその被合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

この点、本件吸収合併は、無対価合併の手法によるものであり、合併前の完全支配関係が個人Aによる法人相互の完全支配関係であることから、上記iからivまでの関係のうちiiの関係（以下「iiの関係」といいます。）に該当するかどうか判定することとなります。

3 iiの関係における「一の者」

上記1のとおり、完全支配関係に該当するかどうかの判定においては、一の者の保有する株式だけでなく、一の者の親族等が保有する株式を一の者が保有しているものとして判定を行うこととされているところです（法令4の2②）。

したがって、iiの関係に該当するかどうかの判定においても、「一の者」という同一の文言により規定されていることから、一の者の親族等が保有する株式を一の者が保有しているものとして判定を行うのではないかと疑問が生ずるところではあります。

そこで、それぞれの規定に着目すれば、完全支配関係に該当するかどうかの判定における「一の者」は、「一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式等の全部を保有する場合」（法令4の2②）と明示的に「一

の者」と特殊の関係のある個人（親族等）の保有する株式を「一の者」が保有しているものとしてその判定を行うこととされているところです。

一方、ii の関係に該当するかどうかの判定における「一の者」は、「一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」と規定されているに過ぎず、「一の者」と特殊の関係のある個人（親族等）の保有する株式を「一の者」が保有しているものとしてその判定を行うこととはされていません。

本件吸収合併の場合、被合併法人 Y 社は、個人 A に加え、その親族等に該当する個人 B 及び個人 C の三者によって、発行済株式のすべてを保有されています。

ただし、ii の関係に該当するかどうかの判定においては、親族等に該当する個人 B 及び個人 C により保有されている株式を個人 A が保有しているものとして ii の関係に該当するかどうかの判定を行うことはできませんから、個人 A と被合併法人 Y 社との関係は、「一の者が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」には該当しないこととなります。

したがって、照会の本件吸収合併が適格合併に該当すると解することはできないこととなります。

【関係法令通達】

法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 6、第 12 号の 8

法人税法施行令第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 3 第 2 項
第 2 号

注記

平成 24 年 7 月 1 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

この質疑応答事例のポイントは、「2 法人相互の完全支配関係がある場合の適格要件」の153頁上から5行目のただし書以下の箇所、「無対価合併の手法による場合には、…」の「ii 一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」の「一の者」に「その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人」というかっこ書が付されていない点である。

完全支配関係の判定に関しては、規定上かっこ書が付されているため、一の者に特殊の関係のある個人を含めて判定するが、無対価合併の手法による場合に限って、一の者が個人である場合のその一の者との間に完全支配関係がある法人相互の関係にある法人間の合併については、一の者が1人の場合に限り、適格合併となることを意味している（法令4条の3第2項2号ロ）。

VI 事業譲渡

1. 事業譲渡の意義

事業譲渡により企業の経済力強化を図るために行われる。

事業 — 一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産であり、得意先関係等経済的価値のある事実関係を含むものであり、不動産などの資産単体の移転は事業譲渡に該当しない。

事業譲渡契約 — 権利及び義務の移転する取引行為である。
従って、会社分割のような組織法上の行為ではない。

2. 簿外債務の承継リスク

譲受者には、簿外債務の承継リスクは少ないが、商号等を譲受ける場合には、次のような方法により確実化することができる。

- ① 譲受者が債務弁済の責を負わない旨の登記(会社法 22②)
- ② 当事者から第三者への譲受者が弁済義務を負わない旨の通知

しかし乍ら、関係会社間などにおいては、承継リスクは考慮する必要はなく、グループ全体の経営効率の向上に資するものと考えられる。

3. 許認可の引継ぎの可否

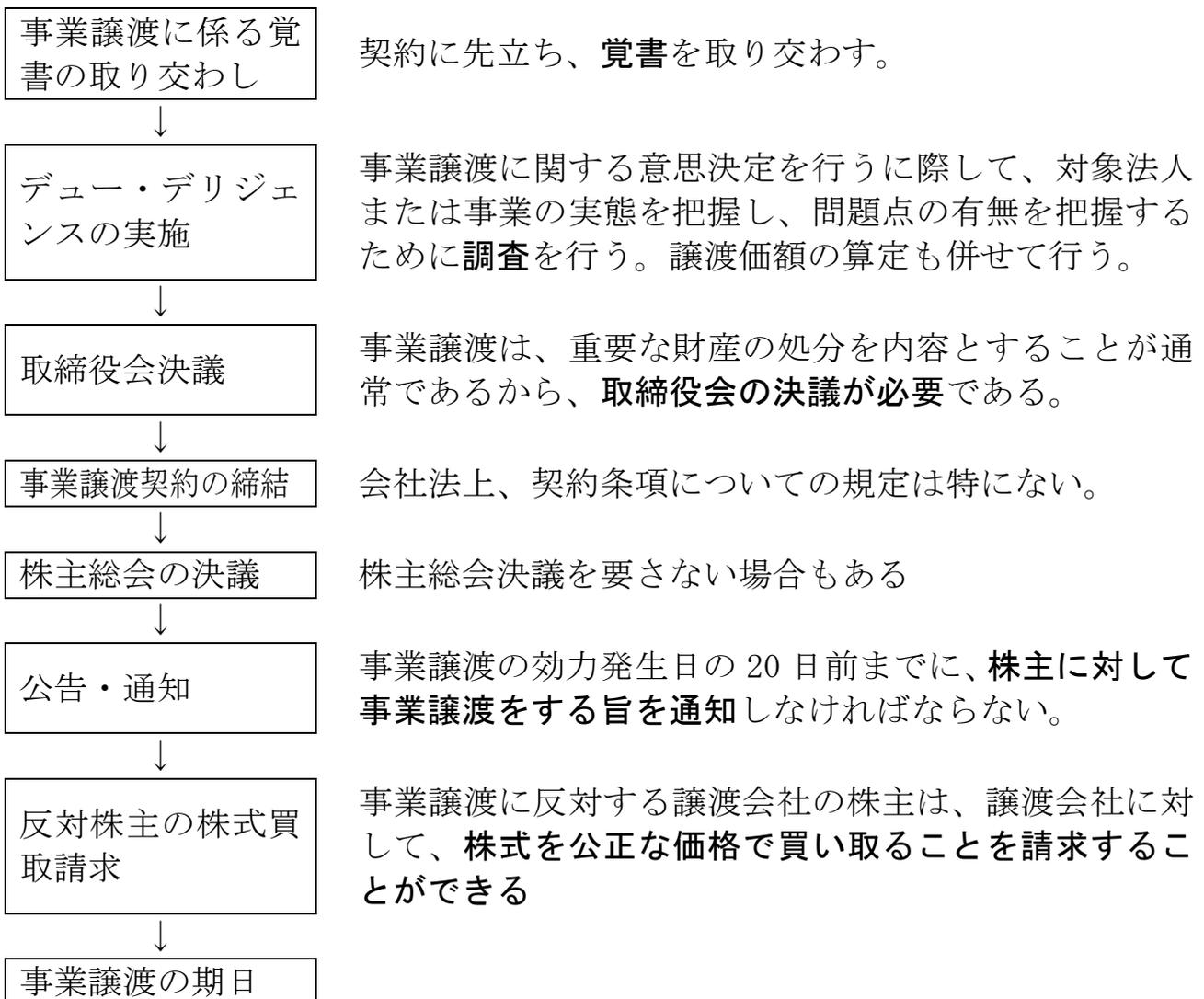
事業譲渡の場合、許認可の引継ぎはできない。これが会社分割の場合との違いである。

4. 事業譲渡手続の流れ

(1) 主な譲渡契約事項

- ① 対象となる事業の範囲
- ② 期日、対価、支払方法
- ③ 競業禁止義務
- ④ 従業員の承継
- ⑤ 危険負担

(2) 事業譲渡の手続の流れ



(3) 契約様式

5. 総会の決議等

(譲渡会社)

- (1) 事業の全部の譲渡、重要な一部の譲渡
 - 株主総会の特別決議(過半数出席の3分の2以上の多数)
 - 理由は、会社の存続及び今後の事業の制約に関わる
- (2) 株主総会の省略
 - ① 譲渡会社の総資産の5分の1以下
 - ② 特別支配会社(90%以上)への譲渡
- (3) 営業権の評価

(譲受会社)

- (1) 事業の全部の譲受
 - 株主総会の特別決議(会社法467①三)
 - 吸収合併に近いものとなり、簿外債務の承継リスクが生じ、株主保護の必要性がある。
- (2) 株主総会の省略
 - ① 対価の合計額が純資産の5分の1以下の場合
 - ② 相手方が特別支配会社である場合(会社法468①②)

6. 反対株主の株式買取請求権の行使

- (1) 買取請求

会社の価値が減少し、株主が損害を被る可能性があるなど株主が不利益を受けるおそれがある。

事業譲渡に反対した株主は、会社に対して、株式の買取請求権を行使することができる。

- (2) 譲渡価額の決定

7. 営業許可の引継の問題

産活法により、許認可の承継がしやすいような措置が設けられた。
しかし、一般的には営業許可の引継ぎは認められない。

8. 事業譲渡の税務

- (1) 時価による譲渡が原則
- (2) 消費税法上の譲渡等に該当するため、消費税の課税対象となる。
- (3) 不動産登記が必要
登録免許税、不動産取得税(固定資産台帳価格の4%相当額)

9. 営業権の計上についての問題点

10. 完全支配関係がある法人間の資産の譲渡取引

完全支配関係がある内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産がグループ外へ移転等の時に、その移転を行った法人において計上する。

これは完全支配関係下にあるグループ企業を一体として課税するというグループ法人税制の考え方の原則である。

(1) 譲渡損益の繰り延べ(H22 改正)

従前(連結納税制度特有) → グループ法人へ拡充

完全支配関係がある内国法人間で譲渡損益調整資産(固定資産、有価証券、金銭債権、繰延資産)を相互に譲渡した場合には、その譲渡益金又は損金については、所得の計算上、損金の額又は益金の額に算入する(損益を認識しない)

譲受法人における当該譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却等は、その法人の益金の額又は損金の額に算入する。
(ただし、この場合、簿価が1,000万円未満である場合の営業権等の資産については、時価移転で、課税関係が生じる)

(2) 譲渡損益調整資産

連結納税制度における譲渡損益の調整と同様とする。

短期間でグループ外に移転して行くような資産は除かれる。

- ① 棚卸資産
- ② 売買目的有価証券
- ③ 譲受法人において②となる有価証券
- ④ 譲渡直前の簿価が 1,000 万円に満たない資産

(3) 資産の単位

- ① 金銭債権
一の債務者ごとに区分する
- ② 減価償却資産
区分所有等にかかる建物の場合、一台若しくは一基ごとの機械及び装置、
その他上記に準ずる
- ③ 土地等
一筆又は利用の一団ごとに区分する
- ④ 有価証券
その銘柄ごとに区分する
- ⑤ その他の資産
通常取引の単位を基準として区分する

(4) 譲渡損益の実現

グループ内の**再移転の繁雑さ**を考慮して、譲渡損益調整資産の**譲受法人**が、他に譲渡等をした事業年度において益金の額または損益の額に算入する。すなわち、**譲受法人**において、その法人の処理で譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却を行ない損益を認識する。

また、完全支配関係を有しない時、連結納税制度の適用開始時には時価評価が必要となる。

(5) 当事者間の通知の意味

Ⅶ 合併

1. 事業再生の場面で、

- (1) グループ企業の場合、借入金の弁済に窮している企業を、収益性の高い企業へ吸収合併を行うことにより資金の安定を図る方法等に利用される。
- (2) しかし、合併は簿外債務の承継リスクという点では、事前の財務調査により簿外債務を見つけ出すことは難しいという難点がある。
- (3) しかし、再生企業が有している企業の認許可の難しい事業譲渡を排して、承継を目的に行われる場合も多い。

2. 収益性のある会社と収益性のない会社の場合

(RC と NS)

合併により、事後の課税が抑えられるとともに、欠損会社の繰越欠損金を利用できる。

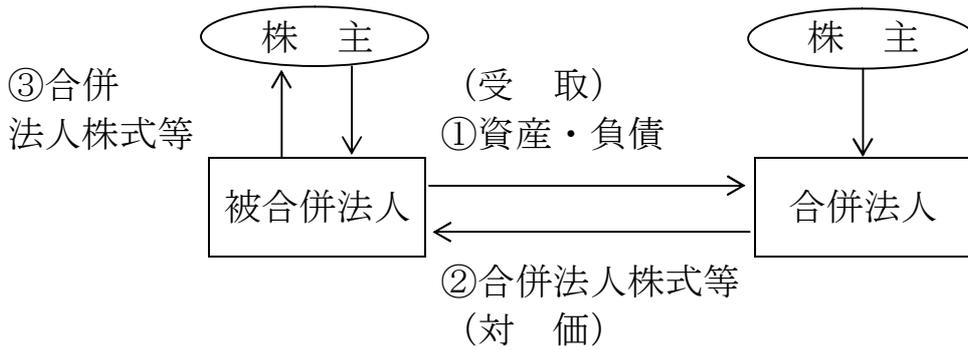
3. 繰越欠損金の引継ぎの可否

- (1) 黒字会社 A 社と赤字会社 B 社（繰越欠損金多額）を親族が所有している場合、同一個人であれば、適格合併となり合併後の繰越欠損金は差引ける。
- (2) しかし、親族が複数の場合は非適格合併となり、繰越欠損金の引継ぎはできない。
- (3) 個人の持っている B 社の株式を A 社に譲渡し、B 社を A 社の 100%子会社にしてから、A 社による B 社の吸収合併を行う。この場合は適格合併となり繰越欠損金の引継ぎができると考えられる。

4. 合併による相続税評価額の引下げ

合併につき節税以外の合理的な説明理由が必要である。

非適格合併の処理の概要



(被合併法人)

① 資産・負債の移転 (譲渡)

| | | | | |
|---------|-----|---|------|-----|
| 合併法人株式等 | ××× | / | 資 産 | ××× |
| 負 債 | ××× | / | 譲渡利益 | ××× |

② 合併法人株式等の株主への交付

| | | | | |
|--------|-----|---|---------|-----|
| 資本金等の額 | ××× | / | 合併法人株式等 | ××× |
| 利益積立金額 | ××× | / | | |

(被合併法人株主)

③ 合併法人株式等 ××× / 被合併法人株式 ×××

(合併法人)

| | | | | |
|--------|-----|---|--------|-----|
| 資 産 | ××× | / | 負 債 | ××× |
| 資産調整勘定 | ××× | / | 資本等の金額 | ××× |

合併法人株式の時価

(合併の対価)

交付した合併法人株式等の合併の日における時価が、合併の対価となる。

問題は、この合併法人の時価をどのように算定すべきかが問題になるが、この点については、条文上明記されていない。

すなわち、合併法人株式の時価の算定については、納税者の判断によって行わざるを得ない。

(企業結合会計)

この点について、企業結合会計においては、合併法人の時価について次のように明らかにされている。

- ① 合併法人株式に時価がある場合は、それを基礎にして算定する。
- ② 市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を基礎とする等の方法による。
- ③ ①、②等が算定できない時は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の時価を基礎とした正味の評価額等とされている。

また、上記において明確な議論はされているとは思われないが、移転事業の対価（時価）という問題もある。

このような状況であり、合併法人の対価及び移転事業の対価を納税者の合理的な判断が主になるとと思われる。

VIII 企業組織再編の会計

企業結合・・・事業購入時的な会計

事業分離・・・事業売却時的な会計

企業の再編や再生が行われている。これを支える会計の役割とは、

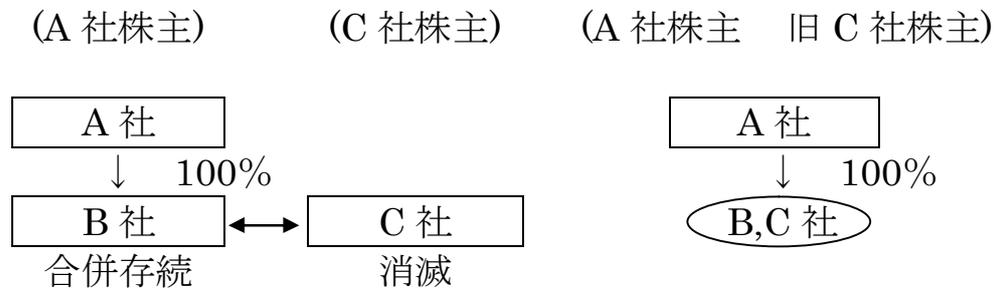
1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業(IT)の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業活動に大きな影響を与えている。企業間競争は、差別化を求め、事業競争を超え、国内の主導権から世界の主導権(事業支配)を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争に及んでいる観がある。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併(合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による株式交換を通じた日本企業の買収に想定される手法。吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の(外国)親会社の株式を対価として交付することができる。



2. 企業結合の会計

事業結合 ← 事業分離
 購入(取得)時の会計 ← 売却時の会計

(1) パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**であると考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能資産・負債を**時価評価**したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法 3 つの手順

- ① 取得企業の識別
- ② 取得原価の算定
- ③ 取得原価の配分
- ④ **正ののれん**は、資産計上し、20年以内の期間にわたって規則的に償却する。一方、**負ののれん**は、発生した事業年度の特別利益として処理する。(税務上は5年間の均等償却)
- ⑤ 企業結合
 - 共通支配下の取引(1)
 - 独立企業間の取引
 - 共同支配企業の形成(2)
 - それ以外の企業結合取引(3)

(2) 持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング法は禁止しており、パーチェス法に一本化されている。

(3) 会計的効果の違い

(4) 合併の場合の消費税の取扱い

消費税法上、合併による資産の移転は課税対象外取引とされているため、消費税は課税されない。

(5) 共通支配下の取引等の会計処理

- ① 共通支配下の取引(70%以上支配下の取引)
内部取引と考えられ帳簿価額引継となる
- ② 少数株主からの取得(買い増し)
通常の場合と同じく時価取引でのれんの認識

【簡単な設例】

A社はB社を合併する。

A社はB社株主に**市場価格 3,000 円相当の株式**を交付する。

| A 社 | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 現 金 | 1,000 | 未払金 | 2,000 |
| 商 品 | 2,000 | 借入金 | 2,000 |
| 建 物 | 3,000 | 資本金 | 2,000 |
| | 6,000 | | 6,000 |

| B 社 | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 現 金 | 1,000 | 借入金 | 2,000 |
| 商 品 | 1,000 | | |
| 土 地 | 1,000 | 資本金 | 1,000 |
| | 3,000 | | 3,000 |

土地の時価 2,000

| (A 社の合併仕訳) | | | |
|------------|-------|------|-------|
| 現 金 | 1,000 | 借入金 | 2,000 |
| 商 品 | 1,000 | 資本金等 | 3,000 |
| 土 地 | 2,000 | | |
| のれん | 1,000 | | |

3. 事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離**とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

(1) 事業分離と事業結合

| 売却時の会計処理 | 購入時の会計処理 |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 事業分離、移転 分離(元)企業 (売却、交換等) | 事業結合、取得 分離(先、受入、取得)企業 (取得、受入等) |

(2) 事業結合の会計処理

持分の継続・非継続

一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

| | |
|----------------|----------------|
| 企業としての一般物購入、取得 | 株主としての企業の購入、取得 |
|----------------|----------------|

投資の非継続 . . . 移転、パーチェス法

投資の継続 . . . 持分の結合、持分プーリング法

(3) 事業分離の会計処理

持分の継続・非継続＝投資の継続・清算

実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)

投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)

① 対価の種類

株式を対価として受取る(金銭等でなく)

② 重要な継続的関与が有の場合

(4) 会社分割の場合の消費税の取扱い

消費税法上、会社分割による資産の移転は課税対象外取引であるため、消費税は課税されない。

【簡単な設例】

| A 社 | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 諸資産 | 3,000 | 諸負債 | 0 |
| | | 資本金 | 2,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,000 |
| | 3,000 | | 3,000 |

(1) 分社型新設分割（物的分割）

①A 社は B 社を分社し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

②B 社

諸資産 600 / 資本金 600

| ①A 社 | | ②B 社 | |
|-------|-------|-------|-------|
| 諸資産 | 2,400 | 資本金 | 2,000 |
| B 社株式 | 600 | 諸資産 | 600 |
| | | 資本金 | 600 |
| | | 利益剰余金 | 1,000 |

(2) 分割型新設分割（人的分割＝分社型新設分割+現物配当）

①A 社は B 社を分割し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

②B 社の株式を A 社株主に現物配当

資本金 400 / B 社株式 600

利益剰余金 200

③B 社

諸資産 600 / 資本金 600

| ①A 社 | | ②A 社 | | ③B 社 | |
|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| 諸資産 | 2,400 | 諸資産 | 2,400 | 諸資産 | 600 |
| B 社株式 | 600 | 資本金 | 1,600 | 資本金 | 600 |
| | | 利益準備金 | 800 | | |
| | | 利益剰余金 | 1,000 | | |

企業結合に関する会計基準

- (1) 設 定(平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会)
(改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

(3) 支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

(4) 共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配することをいう。

(5) 取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。

(6) 取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を取得する企業をいい、当該取得される企業を被取得企業という。

(7) 共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、当該共同支配企業を形成する企業結合をいう。

(8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

(9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自主の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(10) 企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、企業結合日の属する事業年度を企業結合年度という。

(11) 共通支配下の取引

結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

企業分離等に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 27 日、改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 事業

企業活動を行うために**組織化**され、**有機的一体**として機能する**経営資源**をいう。

(3) 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に**移転**することをいう。

(4) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて**対価**（現金等の財産や自社の株式）を**支払う企業**を**結合企業**、当該他の企業を**被結合企業**という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を**結合後企業**という。

(5) 事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に**移転されるべき日**をいい、通常、事業分離を定める**契約書**等に記載され、会社分割の場合は**分割期日**、事業譲渡の場合は**譲渡期日**となる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (248)

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にどのような違いが生じるのか説明しなさい。
- 問2 従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 持分プーリング法について説明しなさい。
2. パーチェス法について説明しなさい。
3. フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
4. 結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。

1. 持分プーリング法 — 利益剰余金として引継がれる。
2. パーチェス法 — 合併前の被合併会社の留保利益は、資本金又は資本剰余金に転化する。即ち、含み益は合併時に実現。
3. (1)取得企業が存在する。(2)F/Sの比較可能性の点から。(3)のれんの計上が結合時に認識され、合併後の損益に影響しない。
4. (1)持分プーリング法 — 適切な帳簿価額での引継
(2)パーチェス法 — 公正価値による引継
(3)フレッシュ・スタート法 — すべての財産を企業結合時の時価に評価替え

| | |
|------|-------|
| 問題 2 | (253) |
|------|-------|

企業結合会計に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
- 問 2 市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価を(1)主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価とする考え方と(2)実際に被取得企業の支配を獲得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 3 取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)における被取得企業の取得原価については、(1)支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と(2)支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 4 (1)負ののれんの発生原因を2つあげ、(2)負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。

1. 資産とは、将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。
のれんは、引継財産を超過する額であるが、その本質は優れた経営能力や技術による超過収益力の源泉であり、経済的資源であり、資産の定義に合致する。しかし、収益力の事前評価とも言えるので20年以内の適切な期間で償却する。
2. (1)公表時点(従前) — 交換比率の合意公表時点が、取得時と考え、また公表後の株価変動の影響を受けない利点がある。
(2)企業結合日(H20改正変更) — 合意公表は取引確定ではなく、その条件の変更の可能性もあり、合意に拘束される義務はない。
3. (1)個々の取引はその時点の交換取引であり、それぞれが経済的実態を適切に反映している。(従前)
(2)支配の時点は特別な時点であり、単なる取得又は追加取得とは異なる。即ち過去の所有状態と支配時の所有状態は別のものであり、改めて新たな投資という観点が必要である。(H20改正変更)従前の原価との差額は、当期の損益とする。
4. (1)負ののれんの発生原因
①引継財産を下回る価額での引継である。会計上の差異は、将来のマイナスの超過収益(潜在的損失)であり一種の引当金である。
②情報不足や交渉過程での割安購入

その他税務事例等

1. 合併の場合

(1) 被合併法人の青色欠損金の引継可

- ①適格合併であり、且つ、特定資本関係がない。(共同事業)
- ②適格合併であり、且つ、特定資本関係は合併事業年度開始日の前5年超に生じていた。(企業グループ内)
- ③②で前5年以内であるが、みなし共同事業要件を満たしている。(企業グループ内)

(2) 特定資産の譲渡損失額の損金不算入

(3) 合併直後における株式の評価方法

- ①比準要素である配当金額、利益金額及び純資産価額すべてが合理的な数値である場合は類似業績比準方式の適用は可である。
- ②合併後の比準要素が合併前を著しく下回る場合は適用は不可である。

(質問例)

次のようなA社、B社を合併した場合の合併直後のAB社の評価方法は予想通りの数値になるとして類似業種比準方式としてよいでしょうか。

| | 合併前の現況 | | 合併後の予想 |
|------|--------|---------|--------|
| | A社 | B社 | 合併AB社 |
| 評価区分 | 大会社方式 | 中会社・小方式 | 大会社方式 |
| 配当 | 有 | 有 | 有 |
| 利益金額 | マイナス | プラス | マイナス |
| 純資産 | プラス | プラス | プラス |

(4)評価例の変動

評価対象 1株当り評価

| 区分 | 会社規模 | 評価方法 | (H22.3) | (H23.3) | (H24.3) | 評価結果 |
|---------------------|---------------|---|-----------|-----------|-----------|------------------------|
| 相続税 贈与税による評価 | 大会社 | ①類似業種比準価額 ②1株当り純資産価額 計算式 ①、②のいずれか低い額 | (100) | () | 60 | |
| | | | (1,000) | () | 600 | |
| | | | (100) | () | 60 | H24.3 60 |
| | 中会社(大) | Lの割合 0.9 ①×0.9+②×0.1 ②が低いときは② | (190) | () | 114 | |
| | 中会社(中) | Lの割合 0.75 ①×0.75+②×0.25 ②が低いときは② | (325) | (210) | 195 | H22.3 325 H23.3 210 |
| | 中会社(小) | Lの割合 0.6 ①×0.6+②×0.4 ②が低いときは② | (460) | () | 276 | |
| | 中会社 (2要素0) | ①×0.25+②×0.75と②の低い方 | () | () | () | |
| | 小会社 | (①+②)/2か②の低い方 | (550) | () | 330 | |
| 特例会社 | 配当還元方式 | (10) | (10) | 10 | | |
| 法人税評価 | 全会社 | 小会社に同じ | (500) | (400) | 350 | |

(5) 合名会社等の出資の評価

合名会社、合資会社又は有限会社についての出資の価額は、取引相場のない株式に関する評価方法を準用して評価することとしている（194）。

農業協同組合、漁業協同組合等の一般的な産業団体に対する出資の価額は、払込済出資金額によって評価することとしている（195）。

また、企業組合、漁業生産組合その他これに類似する事業を営む組合等に対する出資の価額は、その組合等の実情によりその組合等の課税時期における出資一口当たりの純資産価額によって評価するものとされており、この場合における純資産価額は、取引相場のない株式に関する純資産価額方法を準用して評価することとしている（196）。

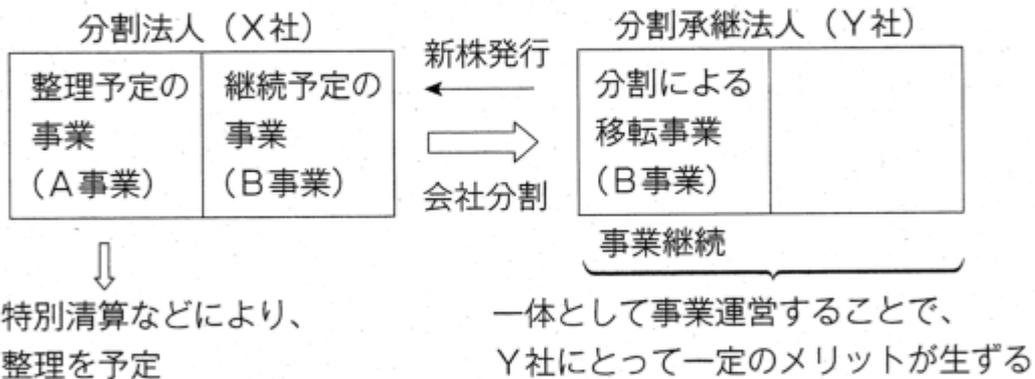
持分の定めのある社団たる医療法人の出資の価額については、従来、純資産価額方法を準用して評価することとされていたが、昭和59年1月1日以降の相続、遺贈又は贈与に係るものから、取引相場のない株式の評価方法に準じて評価することと改正されている（昭和59年7月18日付直評7通達194-2）。

会社分割の事例

(事業再生の法務と税務 太田達也著 H25.6 税務研究会出版局刊より引用)

事例 採算事業の移転と不採算事業の整理

X社は、不採算事業（A事業）と採算事業（B事業）を両方抱えており、不採算事業の整理を検討している。B事業については、Y社も関連事業を営んでおり、Y社の事業と統合することにより、一定の相乗（シナジー）効果が見込めるため、低い対価ではあるが、会社分割によるB事業の承継について合意を得ている。



1. 法律関係の確認

第1に、簡易分割に該当しない限り、分割会社X社および承継会社Y社双方において、株主総会の承認決議が必要である。

第2に、本件分割は、吸収分割であるため、承継会社Y社の債権者に係る債権者保護手続は必ず必要である。

また、承継会社Y社に承継された債務に係る債権者については、分割会社X社が重畳的債務引受（または連帯保証）を行う場合には、債権者は異議を述べることはできないとされている。

一方、承継会社Y社に承継されなかった分割会社の債権者については、会社分割後において分割会社X社に対して債務の履行を請求できる債権者であるため、分割に対して異議の申述はできない。分割会社の債権者の場合には、特定の事業を承継させても、分社型分割の場合は承継会社から対価を受領するため、事業譲渡と同様に、分割会社の純資産額には影響が生じないと考えられるからである。

2. 課税問題の有無

事業関連性要件、規模要件、独立事業単位要件、事業継続要件、対価要件をすべて満たしているものとする。分割法人X社については、将来的に特別清算などを用いて整理する予定であるが、そのことが理由で税務上の課税問題は生じ得るのが問題となる。

分社型分割により行われており、X社の清算が見込まれているため、たとえ当該分割により分割法人X社と分割承継法人Y社との間に支配関係が形成されても、その支配関係の継続は見込まれない。したがって、同一の企業グループ内の適格分割に該当しないものと考えられる。

また、移転するB事業とY社が営むいずれかの事業との事業関連性があると考えられるが、分割の対価であるY社株式の交付を受けるX社の清算が見込まれているため、共同事業を行うための適格分割の要件の1つである株式の継続保有要件を満たしていないことになるため、共同事業を行うための適格分割にも該当しないものと考えられる。

本件分割は非適格分割になると考えられるが、移転するB事業に含み益が特になければX社における譲渡益課税の問題は生じないことが考えられる。また、含み益があった場合であっても、X社が青色欠損金を有していれば、青色欠損金の控除により課税が生じないこともあり得る。

なお、分社型分割であるため、X社の株主についてみなし配当は生じない。

3. 分割法人（X社）の清算に伴う債務免除益課税の問題

分割法人であるX社は、分割後において特別清算などを用いて整理される予定である。X社において債務の弁済ができない部分について債務免除を受けることもあり得る。

これについては、清算中に終了する事業年度末の現況において、残余財産がないと見込まれる要件を満たす場合には、青色欠損金のほかに期限切れ欠損金の損金算入特例（法59条3項）の適用により、原則として、課税が生じないものと考えられる。

なお、過去に仮装経理をしていて、欠損金が顕在化していない場合の対応については、「第4章 第二会社方式の活用」の「4. 分社型分割による第二会社方式に係る税務上の取扱い」の「(3) 仮装経理を行っていた場合の取扱い」を参照されたい。

事例 事業承継対策としての分割の活用

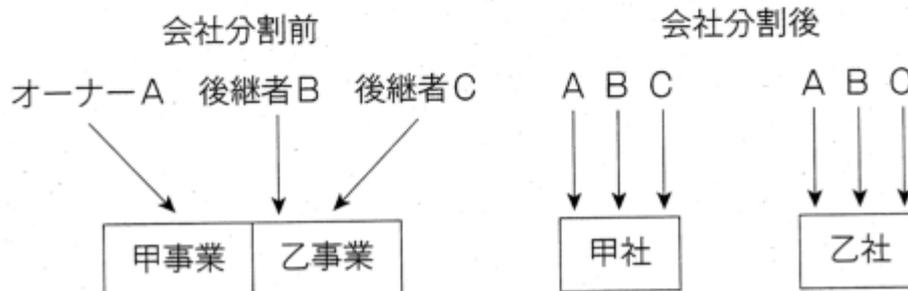
同族会社X社は、甲事業と乙事業を営んでいる。また、創業者オーナーAには後継者候補である子Bおよび子Cがおり、兄弟仲がよくないため、事業承継が心配である。

そこで、事業承継対策の一環として、会社分割を活用して、甲事業と乙事業を分割して別会社化することを検討している。

1. 按分型の分割型分割の活用

適格分割で分割するために、按分型分割（分割承継法人株式を分割法人の株主に対して持株数に応じて交付する分割）を行う。

按分型分割を行った場合、下記の図表のように、分割後において、甲社の株主もA、B、C、乙社の株主もA、B、Cということになる。このままの状態では、会社を分割した意味がなく、甲社および乙社のそれぞれについて、BとCの所有を分離したい（甲社の株主はAとBに、乙社の株主はAとCにしたい）が、どのような対策が考えられるか。

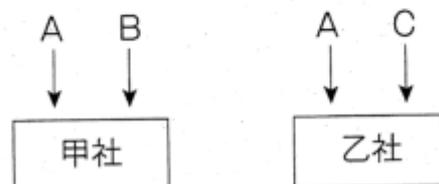


2. 分割後の株式の譲渡

先のように按分型の適格分割で会社を分割しておいて、その後においてBとCとの間で株式を相互に譲渡する方法が考えられる。すなわち、Bが保有している乙社株式をCに、Cが保有している甲社株式をBに譲渡した場合は、下記の図表のとおり株主構成になる。

税務上は、それぞれが所有している株式を時価により譲渡したものととして所得税の課税、すなわち株式の譲渡所得課税は生じ得るが、申告分離課税で済む。

譲渡後は、次の状態になる。この場合、Aおよびその親族を一の者としたときの、一の者と甲社との間の支配関係、および一の者と乙社との間の支配関係は継続することになるため、適格性が否認されることはないと考えられる。

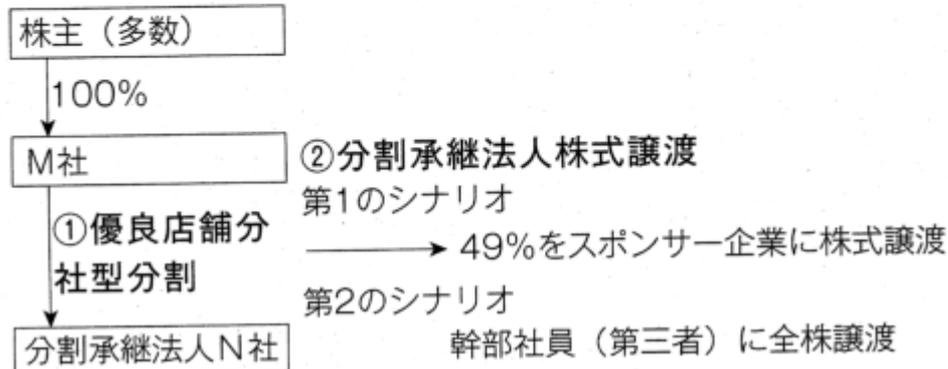


また、オーナーAが死亡したときに、所有している甲社株式をBに相続し、所有していた乙社株式をCに相続する旨の遺言を残しておくことが考えられる。

事例 分社型分割および株式譲渡 (MBO)

M社はレストラン店を営んでいるが、採算の良い店舗と採算の悪い店舗が混在しており、全体としてみた場合に収益性がそれほど良くない。

優良店舗を切り離して存続させ、不採算店舗を閉鎖する事業再編を考えている。しかし、甲社の経営陣は皆高齢であり、外部スポンサー企業または幹部社員による MBO を検討している。



1. スポンサー企業への株式譲渡のケース

第1に、分割法人M社が交付を受けた分割承継法人株式 (N社株式) のうち49% (50%未満) を第三者であるスポンサー企業に株式譲渡するシナリオを考えている。その場合は、他の適格要件を満たした場合には、分割の前後において、M社とN社との間に50%超100%未満の支配関係が継続することが見込まれるため、適格分割に該当するものと考えられる。

2. 幹部社員への株式譲渡 (MBO) のケース

第2に、分割法人M社が交付を受けた分割承継法人株式 (N社株式) の全株を幹部社員に対して譲渡 (MBO) するシナリオを考えている。

会社分割直後に、M社とN社との間に支配関係の継続が見込まれないことになるため、税務上、非適格分割となると考えられる。ただし、分割承継法人に対して移転する資産に特に含み益がなかった場合、または含み益があっても分割法人M社に青色欠損金があり、青色欠損金の控除によりカバーができる場合には、課税の問題は生じないものと考えられる。

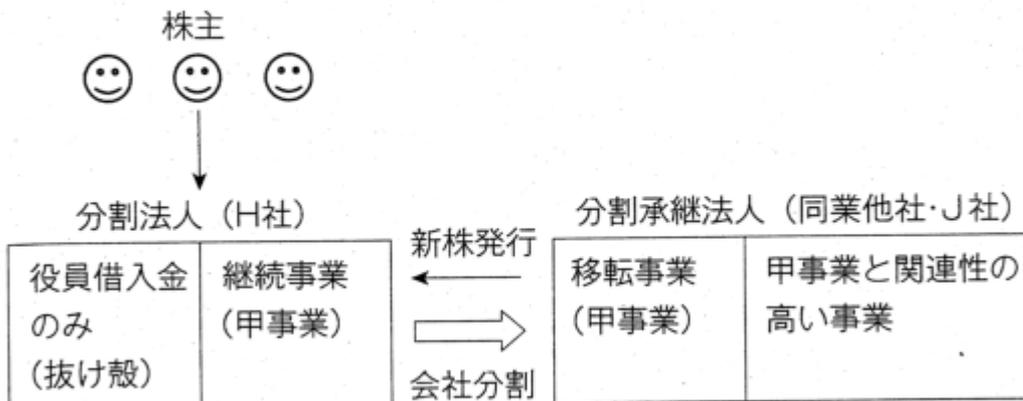
3. 幹部社員が株式を買い取るときの時価

幹部社員はM社の退職金および昇給給与を財源として、分割承継法人株式を購入する。この場合の分割承継法人株式の時価をどのように考えるべきかが問題となる。当然、時価評価となるが、新設法人の株式につきその評価には財産評価基本通達165の「営業権」は計上しないのか、または自己創設のれんをDCF等で計算すべきであるかという問題である。

譲渡を行うに際しての譲渡価額であるため、時価による必要がある。分割後の将来の事業の見通しが不透明な場合は、収益還元価額方式による評価も不確実なものになるおそれがあるので、純資産価額方式や類似業種比準価額方式などの方法も取り込んで、甲社および第三者である幹部社員の納得のいく一定の価額を取り決める必要があると考えられる。ただし、第三者に対する譲渡であり、恣意性が入るおそれがないため、両者の交渉により取り決めた価額について税務上寄附金の問題が生じることは考えにくいと思われる。

事例 会社解散・清算と企業再生の組合せ事例

H社は社歴も古く、その技術力にも一定の評価がされていたが、経営陣も高齢であり、業界の先行きの見通しも決して楽観視できないことから、経営能力のある同業者に事業の売却をして、経営陣は引退することを考えている。ついでに、H社は役員借入金を有しているが、役員借入金を役員からの債権放棄により消滅させたいと考えている。どのようなスキームが適切と考えられるであろうか。



吸収分社型分割により、甲事業を同業他社であるJ社に移転する。甲事業には一定の収益性があるが、含み益は特にないものとする。

1. 株式の譲渡に係る課税の問題

分割法人H社の取得した分割承継法人株式(J社株式)は、J社のオーナー(またはその親族)に譲渡することにした。分割の直後の譲渡であるため、取得価額による譲渡となり、株式の譲渡損益は生じない。

2. 分割の適格性の判定

分割法人H社は、分割の対価として取得したJ社株式を分割後に譲渡するため、分割法人と分割承継法人との間の支配関係の継続が見込まれていないことになる。そのため、同一の企業グループ内の適格分割に該当しない（法法2条12号の11）。また、分割法人H社は分割承継法人株式を分割後に譲渡するため、分割法人H社は分割の対価として交付を受けた分割承継法人株式の継続保有が見込まれていないことになる。仮に株式の譲渡をしなかったとしても、分割法人の清算が予定されていることから、株式の継続保有要件を満たしていないことは明らかである。したがって、共同事業を行うための適格分割にも該当しない（法令4条の3第8項）。

本件分割は、非適格分割に該当する。ただし、分社型分割のため、分割法人の株主におけるみなし配当課税は生じない。また、甲事業には含み益は特にないため、分割法人における譲渡益課税の問題も生じない。

3. H社の解散・清算に係る課税の問題

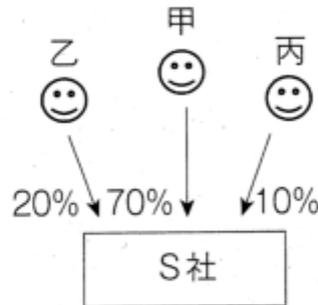
H社を解散するにあたって、分割承継法人株式の譲渡代金を役員借入金の返済に充てる。また、返済後に現金が残る場合には、役員の退任に伴う役員退職慰労金として支給する。

役員借入金の返済については、課税関係は生じないし、役員退職慰労金の支給についても受け取る役員個人の退職所得となり、課税負担は少ない。

また、分割承継法人株式の譲渡代金が役員借入金を下回り、返済し切れない場合は、残った役員借入金について債務免除を受けることになる。清算中の事業年度であり、かつ、残余財産がないと見込まれる要件も満たしているため、期限切れ欠損金の損金算入特例（法法59条3項）の適用により、課税は生じないと考えられる。

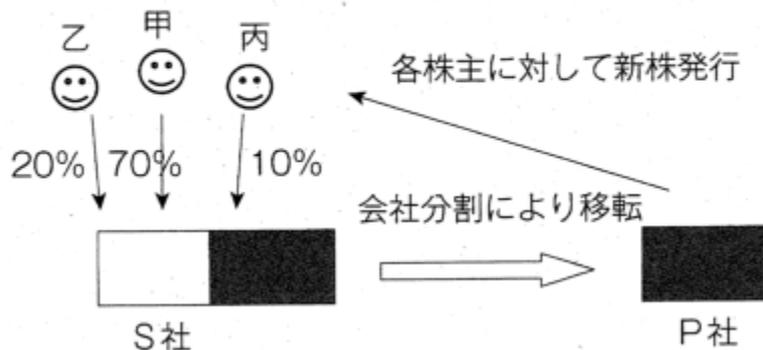
事例 役員借入金の整理に会社分割を活用した事例

同族一族が経営しているS社は、親族関係にある役員3名（甲、乙、丙）から成る法人である。S社は役員甲からの個人借入金を3,000万円抱えているが、甲は高齢であり、早急に整理したいと考えている。ただし、S社の事業は継続して行っていきたいと考えている。



1. 会社分割の活用

会社分割を活用し、S社の行っている事業のうち一定の収益性のある事業を新設法人であるP社に会社分割により移転する。分割型分割で行うため、新設法人P社の発行した新株は、S社の株主である甲、乙および丙に対して交付される。このとき、甲からの個人借入金は、P社に承継されないで、分割法人S社に残っている。



2. 分割法人S社の解散・清算

分割法人S社は、分割後において解散・清算し、甲からの借入金については清算中に債務免除を受ける。債務免除益が発生するが、分割法人S社には残余財産がないため、期限切れ欠損金の損金算入特例（法59条3項）の適用により、債務免除益による課税は生じない。

また、S社の清算が分割当初において予定されているため、一の者（甲、乙、丙）との間に支配関係がある法人相互の関係の継続が見込まれないことになるため、当該分割は非適格分割型分割になると考えられる。しかし、移転事業に係る含み益などは特にないため、課税は生じない。

なお、移転事業を引き継いだP社は、その後順調に事業を継続している。